

吉賀町告示第138号

令和4年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月15日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和4年9月9日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

安永 友行君

○9月14日に応招した議員

○9月15日に応招した議員

○9月16日に応招した議員

○9月29日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和4年9月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年9月9日 午前9時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第4号 安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書(案)
- 日程第6 発議第5号 旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議(案)
- 日程第7 認定第1号 令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第9号 令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17 議案第48号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第49号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第50号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第51号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第52号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第53号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第54号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)

日程第24 同意第2号 吉賀町功勞表彰者の選定同意について

日程第25 人権擁護委員の推薦の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 発議第4号 安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書（案）

日程第6 発議第5号 旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）

日程第7 認定第1号 令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第2号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第3号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第4号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第5号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第6号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第7号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第8号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第9号 令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定について

日程第16 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第17 議案第48号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第49号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第50号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第51号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第52号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第53号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第54号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）

日程第24 同意第2号 吉賀町功勞表彰者の選定同意について

日程第25 人権擁護委員の推薦の件について

出席議員（12名）

1 番 桜下 善博君	2 番 村上 定陽君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桑原 三平君
5 番 河村由美子君	6 番 松蔭 茂君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	栩木 昭典君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	永田 英樹君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	山根 徳政君
出納室長	村上 恵君		

午前9時05分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。令和4年度第3回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番、松蔭議員、7番、河村隆行議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） おはようございます。9月5日に議会運営委員会を開催いたしまして、今議会は、本日より29日までの21日間とすることに決定いたしました。

その他につきまして、陳情、要望の取扱いにつきましては、今回はございませんので、発議の2件の取扱いにつきましては、2件とも本会議でいたします。

決算特別委員会につきましては、総務、経済常任委員会から各3名を選出いたしまして、合計6名で構成することといたします。

議会報告会なんですけども、これは町内で来年の1月から2月の中旬までに5か所を週末で実施するというのを決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から9月29日までの21日間をしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から9月29日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告も、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、令和4年の第3回の定例会を招集しましたところ、全議員御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

動静報告の前に2点について申し上げておきたいと思います。

まず1点目は、台風第11号についてであります。

去る8月6日火曜日でございますが、大型で強い台風第11号が当町に最接近をいたしましたところでございます。暴風警報が前日夜に発令されるという情報が、前段のところ、松江気象台のほうから入っておりましたので、8月5日の月曜日、午後5時に災害対策本部を設置いたしまして、第一次体制で対処したところでございます。

町内では、アメダスの観測所で最大瞬間風速が24.8メートルを記録いたしました。それから、総雨量でございますが、これにつきましては、多いところで70ミリ程度。河川水位につきましては、水防団待機水位までには達しておりませんでした。

自主避難所についてでございます。

町内5か所で設置をいたしまして、それと同時に六日市の保健センターには、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者専用の自主避難所も設けさせていただきました。それぞれ、役場の職員をスタッフとして配置したところでございます。一番多いときで申し上げますと、述べて10名の方が避難をされたという状況でございます。

それから、今回の台風によります被害でございます。

一昨日、7日水曜日の夕刻の時点ということで速報で申し上げたいと思いますが、幸いにいたしまして人的被害や大規模な道路、河川の被害は、今回はございませんでした。一部公共施設、それから民家におきましては、壁や窓ガラス、それから屋根の一部破損、それから農家におかれましては、排水被害が発生をしたところでございます。

また全町的に道路への倒木等がございましたが、その都度、役場の職員等で撤去に当たって交通に大きな支障が出なかったところでございます。それから、柿木の椋谷地区におきましては、地区の一部で倒木と、それから送電線の不具合によりまして停電が発生したわけでございますが、約3時間後のところで完全復旧をいたしました。

以上が、台風第11号の概略でございますが、これからまだまだ台風シーズン続くわけでございますので、危機管理に対しましては緊張感を持って対処してまいりたいと思います。

次に、2点目は、本定例会に提案を上程する予定でございます議案についてでございます。

既にお手元に配付させていただいておりますが、今回上程する議案は、全部で18件でございます。内訳といたしましては、令和3年度一般会計ほか各会計の決算認定が9件、財政指標等の報告が1件、それから条例の一部改正が1件、令和4年度の一般会計ほか各会計の補正予算が6件、町の功労表彰者の選定同意が1件、こうした内容でございます。

いずれの議案につきましても、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

それから、議会運営委員会のほうで既にお知らせをさせていただいておりますが、本定例会の最終日のところで、教育委員に係る人事案件、上程をする準備をさせていただいておりますので、この点につきましては御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

タブレットのほうで申し上げますと、議事日程報告のところを開けていただきますと、3番目のところへ町長動静報告がございます。これに沿って概略の報告をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、今回報告させていただきますのは、本年第2回6月の定例会から昨日までのところでございます。時間の関係もありますし、膨大なものがございますので、主だったところ、事柄に限定いたしまして報告をさせていただきたいと思えます。

まず、6月の定例会につきましては、ありますように、6月9日に開会をさせていただいて、16日までの会期でございました。

下がっていただきまして、12日でございます。吉賀町の消防操法大会を大野原で開催いたしました。

15日でございます。島根県庁の健康福祉部の医療統括監と医療政策課長が来庁しておられます。その日の夕刻におきましては、基幹集落センターで男女共同参画推進事業ジェンダー講演会、それから意見交換会を開催させていただきました。一般の方にも御参加いただいたところがございます。

16日は、議会と執行部とで議会のICT化の利用者研修会が行われました。

17日でございます。しまね国際センターの臨時理事会がございますので松江へ出かけまして、その帰り、益田のほうへ立ち寄りまして、参議院議員の青木先生の講演会、それから当時の総務大臣であります金子恭之先生が益田のほうへお出かけいただいておりますので意見交換会のほうへ出席をさせていただきました。

20日、月曜日でございます。新しく江津市長になられました中村中市長が御挨拶に来庁されました。その日のところの午後でございました。六日市ミニトマト選果施設の竣工式がございましたので出席をいたしました。

21日は、松江へ出かけまして日本赤十字社島根県支部評議員会等へ参加いたしております。

2ページに入りまして、23日でございます。津和野町で鹿足郡防犯連合会の総会へ出席しております。

24日は、県の町村会の監査がございましたので、松江へ出かけております。

25日の土曜日でございます。吉賀高等学校支援協議会の総会が開催したところがございます。

26日の日曜日でございます。益田市の美都町におきまして、日本青年会議所島根ブロック協

議会の記念式典のほうが開催で、出席をしております。

27日は、益田で行われた石見空港ターミナルビル株式会社の定時株主総会、取締役会の出席でございます。

中ほど29日でございます。萩・石見空港利用拡大促進協議会の総会。

30日でございます。職員が退職いたしましたので、退任式を行ったところでございます。

7月に入りまして、1日でございます。松江市で行われました島根県土木協会通常総会ほか記載の会議のほうへ出席いたしました。

それから、翌日7月2日の土曜日でございますが、吉賀町イベント会場訪問、広島市とあります。今回初めてでございましたが、広島市中区の本通にありますパルコの敷地内で吉賀町の物販等を御紹介させていただくイベントを開催いたしましたので、そちらのほうへ訪問いたしました。

4日は臨時議会を招集したところでございます。

3ページになりまして、同日でございます。議会全員協議会、それから益田市で行われました高津川漁業振興協議会役員会総会のほうへ出席をしております。

5日は益田地区期成同盟会の島根県要望ということで、松江へ出かけまして、知事、副知事、県議会の議長、それから土木部長、農林水産部長のほうへ要望したところでございます。

7月6日の水曜日は、第1回目の吉賀町長杯のグラウンドゴルフ大会を大野原で開催させていただきました。

7日は益田へ出かけまして、島根西部農業後継者育成確保連絡協議会定例総会へ出席しております。

8日は治水の関係でございますが、中国治水期成同盟会の連合会の総会と在広島県人会総会が行われましたので、倉敷と広島へ出かけたところでございます。

7月11日でございます。国保連合会の理事会で松江、12日は広域事務組合の理事会で益田へ出かけております。

13日でございます。森師ポロ・ビーシーエス現地研修視察でございます。これは、かねてから森師の研修を3年スパンで行っておりますが、ちょうどこの週で地域おこし協力隊の4名と産業課の職員2名が、このポロ・ビーシーエスの社有林のほうで現地の研修会を現地研修しておりましたので、私もぜひ現場を確認したいということで、かなりタイトなスケジュールでございましたが、出かけさせていただきました。会社の皆さんの懇切丁寧な御指導の下、地域おこし協力隊の皆さんが大変頑張っておられました。特にここでは、壊れない作業道造り、作業道を造る方法、それから、集材した木材の搬出作業等の研修を受けておるという状況でございました。

それから、7月15日でございます。益田地区各種期成同盟会の要望活動というということで、浜田の浜田河川国道事務所と広島の中国地方整備局のほうへ出かけました。それから、この日は

参議院議員の青木一彦先生が御来庁されました。

7月19日でございます。大雨の警戒待機でございます。同日でございますが、益田地区市町村圏事務組合の臨時会が招集されました。

最後の7月20日、21日でございます。島根県町村会の定期総会、研修会並びに現地視察が当町で開催をされまして、県内の首長が御来庁いただいたところでございます。

4ページに入ります。同日でございますが、広島の本ベル広島紙屋町店で毎年行っております吉賀町のイベントを開催させていただきましたので、こちらのほうへ出席をさせていただきました。それから、このときの講師の一人でございますが、農林水産省の持続・有機農業推進チーム長の小宮チーム長が、この本ベルのイベントにも参加されましたし、その夜、吉賀町へ入っていただきましたので、22日には、小宮チーム長の講演会を行ったところでございます。

24日でございます。全国消防操法大会出場隊選考会ということで、吉賀町消防団の第3分団がポンプ車の部で出場いたしました。残念ながら、第2位ということで全国大会への出場権の獲得には至りませんでした。大変皆さん頑張ってくださいました。

25日でございます。松江におきまして、記載をしております土木協会島根県要望ほかで出かけております。

26日には、吉賀町の行政相談委員であります村上禎さんが総務大臣表彰を受賞されまして、その報告に御来庁されました。

28日でございます。島根県森林協会通常総会で松江へ出かけております。

8月に入りまして、2日でございます。益田地区各種期成同盟会の中央要望ということで東京へ出かけまして、県選出の国会議員の先生方、そして国土交通省のほうを要望活動で歩かせていただきました。

3日につきましては、全国治水砂防協会島根県支部役員会通常総会で松江へ出かけております。

8月4日、一番下のところでございます。全国水源の里連絡協議会要望活動でございます。私が県の過疎協の会長を仰せつかっておる関係で、この全国の水源地の連絡協議会の副会長にもなっておりまして、この日に東京へ出かけまして、京都府の綾部市長、会長でございます、副会長は岡山県の真庭市長、さらに高知県の大豊町長でございますが、御一緒に内閣府と総務省と林野庁のほうへ要望活動へ出かけたところでございます。

5ページに入りまして、5日でございます。同じくこれは、この日も大雨の警戒待機でございます。

9日につきましては、松江市で行政説明会等が開催されて出席しております。

15日、中ほどでございます。吉賀町の成人式を基幹集落センターで挙行させていただきました。その日の夜でございます。田野原地内で一般建物火災が発生いたしましたので、消防団の

皆さん、常備の方と対応させていただいたところでございます。

それから、16日の横文字で「m u s b u n」、これは「むすぶん」と読みますが、m u s b u nの大学生、それからベジタブルテック株式会社、BSテレビ東京が来町されました。実は、このBSテレビ東京の番組の中で、大学生の皆さんがいろいろな御提案をされて、それに対しての審査をするという番組なんですけど、女子大生の3名の方が、このm u s b u nという会社でございますが、御提案をされて、提案の内容は、介護人材の不足をいかにして解消するかというテーマでございました。これが立派な賞を受賞されて、それをテレビ局のほうで実証実験をしたいと。その候補地として吉賀町をありがたくも御推薦を頂いたということで、その取材を兼ねて大学生の皆さん、それからここにあります会社の代表の方、BSテレビ東京のクルーの皆さんが御来町されました。

この様子は、9月24日土曜日だったと思いますが、午後9時からBSテレビ東京のほうで放映されるということでございます。また是非、お時間がありましたら御覧いただきたいと思っております。

同じくその16日でございます。町議会の全員協議会でございます。それから、16日から18日にかけては、大雨の警戒待機でございます。

それから、そのさなかでございましたが、17日は山口県平生町の光輝病院のほうへ出かけました。かねてから申し上げておりますように、今回六日市学園の方針を大きく転換をいたしましたので、そのことを直接お伝えしたいということと、もう一つは、施設設備の改修の件につきまして御協議に伺ったところでございます。病院のほうからは、重富雄哉理事長、それから豊田事務長に対応していただきました。私のほうからは、町長、それから吉長地方創生アドバイザーと企画課の課長、担当者が出向いたところでございます。

18日は、ありますように、国有林の関係で松江へ出かけております。

6ページになります。同日でございましたが、先ほど申し上げました一般建物火災の被災者の方に日赤からのお見舞い物品等の持参をさせていただきました。

21日は、消防団の夏季訓練でございます。

22日は、上京いたしまして、島根県の東京事務所、それから農林水産省の農産局へ出かけるとともに、以前、全員協議会でも現地で加工所の御説明がございましたが、ルッキンググッドの店舗のほうへお礼かたがた近況の御報告を受けに上がったところでございます。

23日には、益田赤十字病院へ訪問しております。

24日には、日本政策金融公庫浜田支店との包括連携協定の締結式を行いまして、安永議長にも御出席いただいたところでございます。

25日は、出雲、江津とありますが、県立中央病院、それから島根大学附属病院、さらに医療

政策課との事務協議ということで出かけております。

26日には、萩市で行われました山陰道等早期整備決起大会が行われましたので、安永議長、それから経済常任委員長にも御同伴いただいたところでございます。

下がっていただきまして、中ほど29日でございます。椋谷森の会来庁とあります。実は、中央地方道の環境美化活動をこの椋谷森の会、長年にわたって活動しておられまして、それが高く評価されて、今回国土交通大臣表彰を受賞されました。その受賞報告ということで椋谷の橋本修治代表のほうで御来庁いただいたということでございます。

31日でございます。吉賀高等学校地域クラブテニスの選手の皆さんが表敬訪問という形で御来庁いただきました。既に御案内のとおりでございますが、10月、栃木国体が開催されるわけでございますが、その出場権を予選を突破して獲得をされたということで、1年生の加藤さん、同じく1年生の岩本さんが役場のほうへ御報告に先生と一緒に御来庁いただいたところでございます。その日の午後でございます。益田市におきまして緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書締結式が、益田市、津和野町、それから広域事務組合と鹿足不燃物処理場、この合同という形で協定式が行われたところでございます。協定の相手方は、萩市にございますジェムカでございます。

9月に入りまして、2日、一番下でございます。議会の全員協議会が開催されました。最後のページ、7ページの上でございますが、石見東部・西部地区連絡会より石見フレーム切手の贈呈を受けました。六日市の水津局長が御来庁されたところでございます。

9月5日月曜日でございます。ヨシワ工業株式会社の会長様、吉野克己様が、このたび御逝去されるという訃報が届きました。したがって、御逝去されましたのは少し前でございますが、御親族の皆様等の準備等もあるということでございまして、アポイントを取ってこの日、9月5日の午前中のところで海田の本社のほうへ出かけさせていただいて、弔意をお伝えさせていただいたところでございます。

9月5日から6日につきましては、先ほど申し上げました台風第11号の警戒待機でございます。

最後、一昨日7日でございます。東洋大学、立教大学、東京大学、このゼミ学生による高津川流域3市町の視察来庁ということで、約20名の方が御来庁されましたので、私のほうから町のほうのプレゼンをさせていただいたところでございます。

少し長くなりました。以上で、行政報告、動静報告とさせていただきたいと思っております。

日程第5. 発議第4号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第4号安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、

国葬中止を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、発議第4号につきまして、提案させていただきたいと思っております。タブレットのほうにも入っておりますので、よろしくお願いいたします。

発議第4号、令和4年9月9日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としては、政府は安倍元首相の国葬を国会にかけることもなく閣議だけで決定し、多額の国費を費やすことは国民の理解を得られないためとしております。

裏面を見ていただきます。

安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書（案）。

岸田政権は、安倍元首相の「国葬」を閣議決定し、9月27日に強行しようとしています。

現在、国葬について定めた法令は存在しません。戦前の日本には国葬令が存在していましたが、政教分離や思想良心の自由等を保障する日本国憲法が制定されたことを機に失効しています。

アベノミクスによって貧困と格差が深刻化し、安保法制の強行採決、集団的自衛権の容認、公文書改ざんといった民主主義の破壊、「桜を見る会」や「森友学園」「加計学園」に象徴される政治の私物化が行われ、多くの国民から疑惑の目が向けられました。

安倍氏に対する評価は人それぞれ異なり、安倍氏に対して弔意を示すか否か、どのように示すかは個人の自由です。ところが、岸田首相は、8月10日の会見で、「国葬」は「故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」だとのべ、安倍氏への弔意を国民に強制する姿勢を示しました。これは憲法19条が保障する「思想及び良心の自由」に反するものです。

安倍政治を全肯定することにつながりかねない国葬の実施に、各種の世論調査は「国葬に反対」が「賛成」を上回っています。

国葬は、国が個人の葬儀を主宰し、その費用は国費で賄われます。新型コロナウイルス感染拡大により、生活や営業が立ち行かなくなっている多くの国民に向けた支援が必要なときに、多額の国費を使うことは国民の理解は得られません。

政府におかれましては、安倍元首相の国葬についての閣議決定を撤回し、憲法に違反する「国葬」の計画をただちに中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提出者の提案理由の説明が終わりました。

ここで、提出者に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第5、発議第4号安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書（案）の質疑は保留しておきます。

日程第6 発議第5号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第6、発議第5号旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第5号について、読み上げて提案をさせていただきます。

なお、この文につきましては、タブレットのほうでは確認はできておりませんので、そのように御確認していただけたらと思います。書面で読み上げさせていただきます。

発議第5号、令和4年9月9日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。賛成者、吉賀町議会議員三浦浩明、河村由美子、河村隆行。

旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、町長に、六日市学園施設の有効活用が、吉賀町にとって負の遺産とならないか改めて検証し、慎重な判断を求めるためとしております。

裏面をお願いします。

旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）。

旧六日市医療技術専門学校の建物等（以下「学園施設」という）は、今年の6月までは「法人側から申出のあった無償譲渡については、町での活用の検討を行ったが、財政状況が大変厳しい中で、施設規模や維持費的に直営での所有は困難との判断であった」というのが町の見解でした。

ところが、岩本町長は、今年7月4日の議会全員協議会において、情勢の変化と現地方創生アドバイザーからの助言を受け、学園施設を存続させ利活用する方針へ転換することを表明しました。

情勢変化の一つ目に、建物を存続して利活用を望む要望書が1,075名の署名とともに提出されたことをあげていました。一方で、町民の中にはこの要望書への署名を拒んだ人もいます。町のお金がそこにつき込まれるのではないか、古い大きな建物をどうするのかと批判的にとらえ

る意見も出ています。

地方創生アドバイザーからの助言は、町長の発言によると「施設運営については、地域再生法に規定する地域再生推進法人を設立・指定した上で、企業版ふるさと納税制度を活用し企業からの財政支援等を受ければ、今後、大幅な町からの財政出動がほとんどない」というものでした。

8月16日全協資料「学園施設の利活用に係るスケジュール」によれば、みなし法人から来年3月に学園施設を譲受し、4月1日には地域再生推進法人との普通財産無償貸付契約を結ぶ予定です。貸付後の施設管理は地域再生推進法人によって行われ、通路から学園校舎入り口までの段差解消、大規模修繕などは貸付先の地域再生推進法人の判断により行うこととなるため、費用について「民間資金の活用」と説明されていますが、資金不足に陥ったとき及び契約解除後の施設の解体に民間資金が確保できるかなどリスク分析、評価に関連する発言はされていません。

町には、吉賀町に関心を持っていただいている企業の方や署名に協力された方々の知恵が活かされ、町民にとって有益な施設のあり方を検討できるよう、要望提出者への積極的な助言こそ期待されます。

老朽化した建物は安易に引き受けても、負の遺産になる恐れのある施設であり、みなし法人の現況復旧への支出が行われる前に、改めて今回の方針転換が将来にわたって負の遺産とならないか検証し、慎重な判断をされるよう町長に求めます。

以上、決議します。

提出先といたしまして、吉賀町岩本一巳町長としておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、提出者に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 3点ほどお聞きします。

1つは、まだまだ認定はされていないんだと思いますけど、この地域再生推進法人の母体の方の意見を聞かれたのかということをお聞きしておきたいとお聞きします。

それと、ここに「負の遺産」という文言が出ていますが、どういうことを想定して負の遺産とされているのか。

それと、最後に慎重な判断をされるように町に求めていますけど、これは譲渡をされないとはいいますか、譲渡を受けないという判断をしろということなんですか。その3点をまずお聞きします。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、法人経営の母体となる場所、恐らく書面等を提出していただいた代表の方だと思っておりますが、意見については聞いておりません。なぜかと言いますと、まず、今の校舎自体を一

番最後で述べております、最後の3番目の質問に関係してくるわけですが、慎重な判断というものは、そもそも譲渡を受けないでほしいという中身であります。

負の遺産となるということにもありましたが、例えば、使わなくなった後の校舎の解体費用、これは全員協議会の中では、民間の資本、民間のお金でやるという回答を頂いておりますが、果たして解体するものにお金を出そうということが本当に出てくるか。また、それまでに解体費用を、この地域再生推進法人が蓄えることができるのか。これらについては、大変な疑問があります。

なおかつ、町は、これまで町からの財政出動について、ほとんどないとかというような言葉におきまして、「全くない」という表現については、まだ私は聞いた記憶がございません。となりますと、町がお金を出す必要がある可能性が大きくなる。そういう意味で、町の財政出動をしなければならないというものは負の遺産になりますし、また施設を管理する経費につきましても、ずっと民間の資金でできるか、この点につきましても、出していただける民間からそれだけの資金提供、また法人自体の事業運営において利益が出るほどのものになるか、その点についても大変な疑問があるというところで、先ほど御質問がありましたような、負の遺産についてと、それから、慎重な判断というのは、町からの財政出動そのものがないことを願っての提出であります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今、事は進んでいるわけですが、その中で議員の判断と言いますか、疑問や懸念が残るということで、この事業を中止しろというのは大変乱暴な意見だと私は思います。

そこで、町の財政出動を一銭もしないというような考えのようですが、もしこの事業が軌道に乗って、町の活性化が町財政に恩恵をもたらすようなことになるやもしれない事業ですので、そこのところを、ただ方針転換したからという、しかも町に財政負担がかかるからということでストップさせようというこの議員の対応は果たして正しい判断なのかということは、私は申し述べておきたいと思っておりますし、先ほどから町長の判断の方向転換ということが出ていますが、町長は、もし完全にあそこを解体するということは言われていないと思います。言葉はちょっと違いますが、有利な活用方法が出たら、その限りではないということを言われていますので、一方時に方向転換したという意見は、少し改めるべきではないかと思っております。

今後も、この受皿となる地域再生推進法人との意見聴取なり、考えを聞くつもりはないわけですか。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） では、お答えいたします。

今の御質問ですが、軌道に乗る可能性もあるということは、私も全面的に否定するわけではありません。といいますのは、今度の一般質問でも述べますが、大きい施設であるがために経費は非常にたくさんかかる。それを一旦解体し、新たに本当に要る施設にする、そういう形での活用、私は、そこには希望があるというふうに考えております。

確かに、町長が言われるような形でのにぎわいの創出、最初にぱっと聞いたときは、もしかしたら変われるかもしれない、そういう感覚も受けましたが、一つ一つのことを調査する中で、5,700平米もの施設、これへの維持管理にどのくらいのお金がかかるというふうに質問者が考えておられるかは分かりませんが、私は、多額のものが必要となってくる。それを民間の資金、そして法人の営業努力で本当に賄えるか、そここのところは、大きな施設であるからこそいい面もあるかもしれませんが、負の場面が多い、そのように考えております。

また、解体についてということで町長は述べてないと言いますが、先般の全員協議会におきまして、こちらから解体費用について問うたときに、そのことを否定せず、民間資金の活用というふうに担当者は答えておりますので、私は、町長がそのことを否定しなかったことから、解体についてのことも含めて、当たり前だと考えております。（発言する者あり）

今の対応は正しいかという問題ですけれども、先ほど言ったことに重なりますが、本当に正しいかどうかは私も分からない部分を持っていますが、少なくとも、現時点でいろんな数字の積上げをした中で考えるのに無理だと。そして、先般の全員協議会が開かれるまで、具体的に何に使うかも出されていない。そういう中で、これからアドバイザーの助言もあります、そして国からのいろんな支援策がいっぱいありますというアドバイザーからの御発言もありました。いっぱいありますが、じゃあその支援というのは、どんな条件がついているのか。創業資金がなければ使えない補助金であったりとか、条件がついています。また、借金をするにしても、利率の高いものを借りることしかできないものもあります。そこら辺から判断すると、現時点で、私は正しいというふうな判断をしております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 意見の相違ですので、幾ら話し合っても平行線だと思いますけど、これを提出された方は、この法人の今後の運営に大変な不安を持っているんだろうと思います。それはそれでもっともなことだと私は思います。

なぜかといいますと、まだこの法人は町の認定を受けていない状態ですので、それは無理はないと思いますけど、こうやって、せっかく民間の方が新しい町をつくっていかうというときに、議員としてこの法人をつくる母体の方と1回も話し合いをしないで、自分たちの判断だけでこういう決議案を出すというのは、大変不謹慎なことだと、町民に対してです、私は思います。

これは、返答は要りませんが、私は意見として申し述べておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 町長が方針転換する以前にお話はさせていただいております。それは、署名を持って来られたんですが、何に使うかも分からない、ただ単に、もったいないということだけで受けるというのは、大変問題があるのではないかと。そして、そのとき同時に言ったのは、専門的な人の御意見をぜひ伺うようにということをお伝えいたしました。

そしてもう一点、今までこの母体となられる方々の状況について、議会の全員協議会でも言って報告をされております。その中身を見る中において、まだまだ前に向けて話はされていますが、例えば先般の全員協議会、吉賀高校生や中学生のためということがアドバイザーの御発言の中にもありましたが、じゃあ具体的に何をするのか。子どもたちのためという、本当にその言葉だけは非常にいいものです。ところが、そのための費用、そこに来る人たちだけじゃありません、それを支える人たちの負担、それも考えているのかということについては、それについても心配な種の一つというふうに受け止めましたので、あえて母体となる方々の御意見を今聞くということについてはしておりませんし、その必要についても考えておりません。

私がこれまでに一般質問等でも述べてきたように、今回の1,075名の署名をつけて要望されました。本当に尊いことだというふうに私は受け止めておりますし、これからももっとそういう活動が進められることを期待しております。だからこそ、町は真剣になって、失敗しないように助言をしていく、そのことが重要である。その助言について、もう一度施設を使う、活用するから転換をして、更地になったところに新たなものをつくる、本当に必要となるものをつくる、そこから考えようと、これも助言です。私は、そのことを求めているわけです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4回目ですので。

○議員（11番 庭田 英明君） これで終わります。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 最後のほうは、少し矛盾がある。個人の意見だったと思います。譲渡を受けるなという、最初発言がありましたよね。その中で、今度はしっかり成功するように町が助言しろというのは、何を言っているのかさっぱり分かりません。それと、この法人が何をしたいのかということもはっきりしないということですけど、既に、まだ確認はしていませんけど、この法人の母体となる組織は、定款をつくって自分たちの活動の内容もそこに載せているはずですよ。そうやって、本当に民間がまちづくりに対して真剣に考えているのに、何回も申しますけど、自分たちの調査もしないで、こういう決議案を出すというのは、不謹慎極まりない、そのように私は申し述べておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員、もう一回短く、蒸し返しにらんようお願いします。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、矛盾点について言われましたけども、あの施設を使うんじゃないかと、先ほども言いましたように、新たに造る施設のところで知恵を発揮してくれということです、誤解ないように求めます。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第6、発議第5号旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

○議長（安永 友行君） 日程第7、認定第1号令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第9号令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、一括で上程をさせていただきます。

認定第1号令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第2号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第3号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第4号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第5号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第6号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第7号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第8号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第9号令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度吉賀町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和4年9月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

以上でございます。このうち認定第1号から第8号につきましては出納室長から、最後の認定

第9号につきましては建設水道課長の方からそれぞれ詳細説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案理由の説明が、町長のほうからの説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

認定第1号から認定第8号について村上出納室長より、認定第9号は早川建設水道課長のほうから詳細説明をしていただきます。村上出納室長。

○出納室長（村上 恵君） それでは、ただいまから令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の御説明を申し上げます。決算書と参考資料を中心に御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、一般会計の決算についてです。決算書4ページから、参考資料2ページ、グラフにつきましては3ページを御覧ください。

では、参考資料の2ページ、中段を御覧ください。一般会計、令和3年度の歳入決算額は80億4,076万1,559円、前年度比1億1,592万7,272円、1.5%の増です。下段の歳出の合計、歳出決算額は77億6,065万8,181円、前年度比249万2,727円、0.03%の増となり、歳入歳出ともに前年度より増額となりました。

歳入の増減要因についてですが、参考資料3ページを御覧ください。上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、決算書17ページ、参考資料は2ページ、歳入総額のおよそ6.4%を占める町税につきましては、前年度比6,662万2,307円の減額です。内訳としまして、町民税は納税義務者の減少などにより899万円の減額、固定資産税につきましては、中小事業者等に対する軽減措置等により6,042万円の減額です。

次に、参考資料2ページの町税から9番目、地方特例交付金につきましては、決算書は21ページ、備考欄下段、01新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金4,207万2,000円の増額が特徴点です。これは、固定資産税のところでも述べました中小企業者などへ対する軽減措置分の交付金となります。

次に、参考資料2ページ、歳入の地方特例交付金の下、歳入総額のおよそ46.2%を占める地方交付税につきましては、普通交付税2億3,615万7,000円、特別交付税7,345万3,000円、それぞれ増額となりました。

参考資料2ページ、歳入の地方交付税から2番目、分担金及び負担金につきましては、前年度比3,761万2,889円の増額です。主な要因は、決算書25ページ、備考欄の上段、01維持補修費負担金、これは、唐人屋トンネルの補修工事に係る負担金で2,876万9,400円の増額です。

参考資料2ページの中段、分担金及び負担金から2番目、歳入総額のおよそ15.6%を占める国庫支出金につきましては、前年度比3億7,558万2,259円の減額です。前年度計上されていました特別定額給付金事業費給付費補助金6億1,870万円の減額が主な要因です。

続きまして、参考資料2ページ国庫支出金の次、県支出金につきましては、前年度比1億7,243万4,265円の減額です。保育所緊急整備事業費補助金8,244万1,000円、農村地域防災減災事業費交付金6,486万6,000円、商業・サービス業感染症対応支援事業補助金2,232万1,500円の減額が主な要因です。

次に、参考資料2ページ、県支出金から2番目の寄附金につきましては、8,909万1,000円の減額です。一般寄附金、前年度比で9,195万円の減額が主な要因です。

次に、参考資料2ページ、寄附金の下、繰入金についてです。前年度比で1億8,975万9,190円の減額となりました。減債基金繰入金1億2,500万円などが主な要因です。

次に、参考資料2ページ、繰入金の2つ下、諸収入につきましては、前年度比で1億7,211万6,195円の増額です。決算書は51ページ、備考欄一番下の17返還金1億4,715万4,233円が主な要因です。

次に、参考資料2ページ、歳入の一番下、町債についてです。普通建設事業費に係る町債発行額の増加などにより、前年度比で4億4,259万7,000円の増額です。

次に、歳出についてです。決算書は58ページから、参考資料は2ページの下段、それに伴うグラフは、3ページ下段を御覧ください。

まず、参考資料3ページのグラフを御覧いただきますと、前年度比で増額となった項目は、左から衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費、災害復旧費となっており、逆に、減額となった項目は、左から議会費、総務費、民生費、労働費、土木費、公債費です。

それでは、各項目の主な増減要因または特徴点について申し上げます。

参考資料2ページ、議会費につきましては、前年度比118万6,941円の減額です。その下、総務費につきましては、前年度比4億7,688万8,537円の減額です。前年度計上していました特別定額給付金事業費6億2,679万6,733円の減額が主な要因です。

総務費の増額につきましては、決算書71ページ、備考欄の上段、12減債基金積立金1億9,974万4,535円、決算書の85ページの中段、衆議院議員選挙費の1,247万253円、決算書87ページ上段の町長町議会議員選挙費1,140万1,646円の増額が特徴点です。

参考資料2ページ、民生費につきましては、前年度比4,256万3,732円の減額です。主な要因につきましては、前年度計上していました法人保育所施設整備の児童福祉施設整備費1億2,624万1,830円の減額です。

参考資料2ページの衛生費につきましては、前年度比2,780万8,444円の増額です。主な要因につきましては、決算書115ページ、備考欄中段、03新型コロナウイルスワクチン接種事業費6,977万6,954円の増額です。

参考資料2ページの労働費につきましては、前年度比280万9,900円の減額です。

その下、農林水産業費につきましては、前年度比1億8,682万5,294円の増額です。

決算書133ページ、備考欄上から3番目の01農林振興施設整備事業費、02改良工事費、これは、ふれあい会館のレジリエンス強化工事で、1億7,940万5,600円の増額が主な要因です。

参考資料2ページの商工費につきましては、前年度比1億9,672万5,526円の増額です。

決算書149ページ、備考欄2番目の02健康増進交流促進施設整備事業費、02改良後工事費、これは、むいかいち温泉ゆ・ら・らのレジリエンス強化型ZEB化工事で2億3,273万5,800円の増額が主な要因です。

参考資料2ページの土木費につきましては、前年度比7,888万7,781円の減額です。主な要因につきましては、決算書157ページ、備考欄の中段、01橋梁新設改良補助事業費9,139万8,100円の減額です。

参考資料2ページ、消防費につきましては、前年度比1億5,475万2,476円の増額です。主な要因につきましては、決算書161ページ、備考欄の中段、01常備消防費、11益田広域市町村圏事務組合負担金8,111万8,000円の増額、決算書165ページ、備考欄上から2番目、01防災設備等整備事業費8,094万8,260円の増額です。

参考資料2ページの教育費につきましては、前年度比6,008万7,085円の増額です。

決算書169ページ、備考欄下段、04旧蔵木中学校管理費、決算書171ページ、上段、02改修工事費、これは、旧蔵木中学校体育館屋根塗装改良工事で1,452万円の増額、決算書187ページ、備考欄中段、01公民館施設整備事業費、02改修工事費、これは、現在七日市公民館として使用しています林業総合センターの改修工事で2,929万8,500円の増額、決算書193ページ、備考欄中段、01保健体育施設整備事業費、02改修工事費、これは、スポーツ公園管理棟の改修工事で2,009万5,900円の増額などが主な要因となります。

参考資料2ページ、災害復旧費につきましては、大雨の影響により農道や林道などの復旧工事が増加し、前年度比で3,467万6,940円の増額となりました。その下の公債費につきましては、償還元金及び利子の減額により、前年度比5,604万6,147円の減額です。

次に、興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は198ページから、参考資料4ページ上段、グラフにつきましては、参考資料5ページ上段を御覧ください。

参考資料4ページ歳入及び歳出決算額1,206万8,098円となり、前年度比433万

9,593円、26.4%の減です。

歳入につきましては、決算書205ページ、備考欄下段、01興学資金基金貸付金元利収入346万円の減額が主な要因です。

歳出につきましては、決算書207ページ、備考欄下段、01基金積立金前年度比343万9,993円の減額が主な要因です。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は210ページから、参考資料は4ページ中段、グラフは参考資料の5ページ中段を御覧ください。

参考資料4ページの歳入の計、歳入決算額7億8,446万7,031円、前年度比6,992万1,868円、8.2%の減です。下段の歳出の計、歳出決算額7億6,827万651円、前年度比7,361万8,339円、8.7%の減となりました。

歳入の主な要因につきましては、決算書217ページ、参考資料は4ページ、国民健康保険税は、被保険者の減少などにより、前年度比で400万9,549円の減額、上から5番目の県支出金は前年度比で7,536万7,812円の減額です。主な要因としては、前年度計上のありました特別調整交付金6,135万1,000円の減額です。

参考資料4ページ中段、県支出金の3つ下、繰越金につきましては、前年度比1,216万9,781円と大幅に増額となりました。

歳出につきましては、決算書225ページから、参考資料4ページ下段、総務費につきましては、7,030万7,509円の減額です。

決算書225ページの備考欄中段、01一般管理事務費、18のシステム改修委託料2,069万6,500円の減額、その下、01連合会負担金、11国保連合会負担金5,359万7,890円の減額が主な要因です。

参考資料4ページ、総務費の下、保険給付費につきましては、前年度比691万6,355円の減額、その下、事業費納付金、前年度比889万6,280円の減額となりました。

下から2番目、基金積立金、前年度比で1,099万6,019円の増額となりました。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は238ページから、参考資料は6ページの上段、グラフにつきましては、参考資料7ページ上段を御覧ください。

参考資料の6ページ、歳入の計、歳入決算額2億5,622万2,007円、前年度比364万6,506円、1.4%の増です。

歳出の計、歳出決算額2億5,578万1,737円、前年度比401万1,130円、1.6%の増となりました。

歳入の主な要因につきましては、被保険者の増加などにより、保険料、前年度比で457万

4,550円の増額、歳入の下段の諸収入につきましては、令和2年度の療養給付金精算による返還金により、前年度比で810万494円の増額となりました。

歳入の上から3番目、繰入金につきましては、前年度比で907万5,104円の減額となりました。

歳出につきましては、決算書249ページ、備考欄の中段、01後期高齢者医療広域連合納付金543万6,051円の増額が特徴点です。

次に、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は252ページから、参考資料は6ページ中段から、グラフは7ページ下段を御覧ください。

参考資料の6ページ、歳入の計、歳入決算額12億1,590万9,786円、前年度比3,340万1,737円、2.8%の増です。

歳出の計、歳出決算額は11億326万6,866円、前年度比4,936万2,005円、4.3%の減となりました。

歳入につきましては、参考資料6ページ、上から3番目、国庫支出金、前年度比で2,560万1,523円、国庫支出金から2番目の県支出金、前年度比で664万1,405円、歳入の下から2番目、繰越金、前年度比で1,851万2,393円、それぞれ増額となりました。

歳出につきましては、決算書269ページ、備考欄中段より少し下、01の施設介護サービス給付費7,949万1,008円の減額が主な要因となります。

次に、小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は284ページから、参考資料は8ページ上段、グラフは9ページ上段を御覧ください。

参考資料8ページ、歳入の計、歳入決算額6,236万5,734円、前年度比60万9,843円、1.0%の増です。

歳出の計、歳出決算額6,222万5,075円、前年度比65万6,054円、1.1%の増となりました。

決算書291ページ、備考欄上段、01売電料の88万8,063円の増額が主な要因です。

次に、歳出です。

総務費につきましては、参考資料の8ページ、前年度比で533万9,946円の減額です。前年度計上されていた調査分析委託料556万4,900円の減額が主な要因です。諸支出金につきましては、前年度比599万6,000円の増額、主な要因は、決算書の295ページ、備考欄、01一般会計の繰出金の600万円です。

次に、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は298ページから、参考資料は8ページ下段、グラフは9ページ下段を御覧ください。

参考資料の8ページの歳入の計、歳入決算額1億9,743万7,603円、前年度比413万

8,003円、2.1%の増です。

歳出の計、歳出決算額1億8,873万8,895円、前年度比393万7,895円、2.0%の減となりました。

歳入の主な要因につきましては、参考資料8ページ、一番下の町債、前年度比で400万円の増額です。

歳出の主な要因につきましては、決算書309ページ、備考欄下段、01施設管理総務費880万8,161円の減額です。

次に、農業集落排水事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は314ページから、参考資料は10ページ、グラフにつきましては、11ページを御覧ください。

参考資料10ページの歳入の計、歳入決算額6,956万7,884円、前年度比で237万7,907円、3.5%の増です。

歳出の計、歳出決算額6,228万8,363円、前年度比442万9,310円、6.6%の減となりました。

歳入の主な要因につきましては、参考資料の10ページ、一番上の繰入金、前年度比で388万9,621円の増額、一番下の町債、前年度比で170万円の増額です。

減額につきましては、2番目の分担金及び負担金、前年度比で40万円の減額、分担金及び負担金から2つ下の国庫支出金につきましては、前年度比で300万円の減額となりました。

歳出につきましては、決算書325ページ、下段、01処理場管渠管理費が前年度比で782万8,655円の減額となりました。

次に、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。決算書は328ページからです。

決算書328ページの一般会計につきましては、1の歳入総額から2の歳出総額を引いた3の歳入歳出差引額は2億8,010万3,000円ですが、翌年度への自主財源の繰越しが2億3,796万9,000円ありますので、5の実質収支額は4,213万4,000円となります。

決算書の329ページ、興学資金基金から、335ページの農業集落排水事業の各特別会計につきましては、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっていますので御確認ください。

次に、財産に関する調書の御説明を申し上げます。決算書336ページを御覧ください。

(1) 土地及び建物の異動について御説明申し上げます。

まず、土地についてです。一番左に縦書きで、1行政財産、2普通財産の欄があります。1行政財産、その他の施設の1,410.76平米につきましては、寄付及び町道改良などに伴う購入です。

次に、建物の増減についてです。1行政財産、木造の公営住宅319.04平米につきましては、新横立団地の新築による増です。非木造の公営住宅913.65平米につきましては、中山

団地と新木部谷団地の解体によるマイナスの計上となりました。

その下、2普通財産、木造その他1,089.58平米につきましては、河津集会所及び地域間交流拠点施設の無償譲渡によるマイナス計上となりました。

次に、決算書337ページ、(2)の山林につきましては、面積の変動はございませんが、立木は増加率5%で計上しております。(3)物権につきましては、変動はございません。(4)有価証券につきましては、株式会社エポックかきのきむら850万円は、第三セクターの解散により、決算年度末現在高はゼロとなりました。

決算書338ページ、(5)出資による権利につきましては、益田地区広域市町村圏事務組合1億4,707万4,000円は、益田地区ふるさと市町村圏振興基金がなくなり、出資金を一般会計へ繰入れしたことにより、決算年度末現在高はゼロとなりました。

次に、決算書339ページ、2の物品につきましては、1件が100万円以上のものを記載しております。

令和3年度につきましては、右側下段の移動図書館車を1台購入し、2台となりました。

次の340ページにつきましては、増減はありません。

次の341ページ、右側、投票用紙読取分類機、ラジコン草刈機、保冷库、大型発電機ディーゼル、ろ過器、彫刻「風路」を新たに計上しています。

決算書342ページから347ページの債権及び基金につきましては、前年度までは1,000円単位での記載としておりましたが、今回から1円単位までの記載に変更しております。

では、決算書342ページ、3、債権についてです。一番右側の決算年度末現在高は、令和4年3月31日現在の現在高です。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金につきましては、貸付金523万円から決算年度調停額1,032万1,900円を減額しまして、年度末現在高が4,558万8,100円です。サンエム定住促進施設建設貸付金につきましては、決算年度調定額200万円を減額し、年度末現在高が1,500万円です。

次に、343ページの4、基金です。これも令和4年3月31日現在高です。令和3年度出納整理期間中は含まれておりませんので、御注意ください。これは、債券や基金は自治体の財産であり、加えて、財産には出納整理期間というものはなく、全て3月31日で経理するよう自治法に定めがあるためです。

まず、(1)の財政調整基金についてです。有価証券につきましては、2億円で変動はありません。また、現金につきましては、利子の増額により、10億7,225万745円です。(2)の学校基金の立木は、1年増加率5%で計上しています。(3)国民健康保険事業基金につきましては、利子の増額により、4,982万9,711円です。(4)減債基金につきましては、利子及び積立ての増額により、4億1,204万7,766円です。(5)ふるさと創生基金につき

ましては、利子の増額、取崩しの減額により、4,038万1,682円です。(6) 土地開発基金についてです。不動産につきましては、変動はありません。現金につきましては、利子の増額により、1億254万7,446円です。(7) 地域福祉基金につきましては、利子の増額により、2億5,104万7,650円です。(8) ふるさと水と土保全対策基金につきましては、利子の増額により、111万1,316円です。

次のページ、344ページ、(9) 人材育成基金につきましては、利子の増額により、5,049万1,918円です。(10) の介護給付費準備基金につきましては、利子の増額により、462万6,888円です。(11) 小水力発電事業基金につきましては、利子及び積立ての増額により、1億1,002万7,157円です。(12) 興学資金基金につきましては、利子の増額により、4,736万1,655円です。(13) まちづくり基金につきましては、利子及び積立ての増額、取崩しの減額により、8億5,559万9,813円です。(14) ふるさと応援基金につきましては、利子の増額、取崩しの減額により、2,288万1,777円です。

(15) 森林環境譲与税基金につきましては、利子及び積立ての増額、取崩しの減額により、4,622万9,174円です。

以上を踏まえまして、令和4年3月31日現在の全基金の合計額は32億6,643万4,698円です。

次の345ページから347ページにつきましては、参考資料として、令和4年5月31日現在の債券及び基金の内訳を記載しています。

決算書347ページ、令和4年5月31日現在の全基金の合計額につきましては、33億5,120万4,698円です。参考ですので、御覧いただければと思います。

以上で、令和3年度決算の御説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き認定第9号について、早川建設水道課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、令和3年度吉賀町水道事業会計決算書の詳細説明をさせていただきます。

まず、9ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度吉賀町水道事業の報告書でございます。

1、概況でございます。吉賀町水道事業は、平成29年4月1日より、町内15の水道を統合し、地方公営企業法が適用される上水道事業になり5年が経過したものでございます。事業といたしましては、施設の老朽化、耐震化に対応するため、大野原地区において管路の更新工事を継続事業として実施いたしました。実施延長は1,317メートルでございます。

次に、維持管理についてでございます。本管におきまして1件、給水管におきまして6件の漏

水修理を行ったものでございます。また、水道法の一部改正に伴い、令和4年10月を期限とし、水道台帳を整備、運用することを求められております。

町は、令和2年度より繰越事業といたしまして、既存台帳を法改正に沿って再整備するとともに、台帳図の電子化等を進めてまいりました。これにより、施設や管路の維持管理がより一層適切に行えるようになるものと考えておるところでございます。

水道事業の広域化の検討につきましては、島根県が中心となって、提言に向け協議が進められているところでございます。

続きまして、給水の状況でございます。給水人口は5,622人で、前年度比181人の減少、年間配水量は85万8,480立方メートルで、2万4,050立方メートル減少いたしました。また、年間有収水量率は75.73%となり、昨年より1.32ポイント減少しました。

本年度は、給水件数は横ばいであるものの、給水人口が減少したため、配水量、有収水量の減となったものでございます。

その他の業務量は、18ページ、3、業務、(1)業務量に記載しておりますので、お読み取りを頂きたいと存じます。

次に、建設改良事業でございます。本年度施工いたしました主な事業は、大野原地区老朽配水管布設替工事でございます。水道施設の老朽化に対応するため、管路の老朽配水管布設替えの工事を実施を行いました。更新管路の延長は、先ほども申しましたけれども、1,317.3メートルでございます。内訳といたしましては、送水管が191.0メートル、配水管が1,126.3メートルの管路を更新をいたしました。

13ページ、2、工事にも記載をしておりますので、お読み取りを頂きたいと思います。

続きまして、財政状況でございます。収益的収入の総額は2億2,973万8,000円、収益的支出の総額は2億1,722万9,000円となりました。この結果、1,250万9,000円の当年度純利益を計上し、同額が当年度未処分利益剰余金となります。

なお、本年度の消費税及び地方消費税の納付額は308万4,000円となりました。

資本的収入の総額は1億1,819万8,000円、資本的支出の総額は2億382万3,000円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する8,562万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額56万6,000円と過年度損益勘定留保資金8,505万9,000円で補填をいたしました。

10ページにお進みください。

(2) 経営指標に関する事項でございます。10、11ページの内容につきましては、地方公営企業法施行規則の一部改正により、令和3年度決算より記載をすることとなったものでござい

ます。

まず、10ページ、経営状況について御覧いただきたいと思います。

経常収支比率は100%を超えて収入が多い状態ですが、料金回収率は、給水に係る費用の5から6割を給水収益で賄っている状況です。これは、収益が一般会計からの繰入金に大きく依存している状態を示しています。また、資産の状況については、有形固定資産減価償却率や管路経年化率は年々増加しており、老朽化が進んでいる状況でございます。

11ページ、上段の表、経営指標の推移には、平成29年度から推移を記載しておるものがございます。

以上までのところが令和3年度の決算の概要でございます。

それでは、ページを戻っていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度吉賀町水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出、いわゆる3条関係予算でございます。内訳は、後段の25ページから27ページに内訳を載せておるものがございます。お読み取りいただきたいと思います。

なお、1ページの金額は税込みとなっておりますが、25ページからの明細の内訳は消費税を抜いたものがございますので、合計等が一致いたしませんので、御注意を頂きたいと思います。

2ページでございます。

(2) 資本的収入及び支出、いわゆる4条関係予算でございます。内訳を28ページに載せておりますので御一読いただきたいと思いますが、やはり税抜きでございますので、一致をいたしませんので、御注意を頂きたいと存じます。

3ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度吉賀町水道事業損益計算書でございます。損益計算書は、1年間における経営成績を明らかにした書類でございます。3条予算を性質別に並べ替えたものということも言えますし、数字的には、先ほど申しました25ページの内訳の内容、この部分が税抜きでございますので、この部分の合計額とは一致をしております。

まず、1営業収益でございます。右に見ていただきました合計欄、アンダーラインが引かれている部分でございます。1億16万2,706円、この部分は、水を販売して得た収入というふうにお考えいただきたいと思います。

2営業費用でございます。やはり、同じように右に見ていただきまして、下の段のアンダーラインの引かれている合計欄、2億19万2,336円、その下段、営業損失、差引きをいたしまして、マイナスの1億2万9,630円の損失でございます。

3、4につきましては、本業の水を販売した部分ではなく、それ以外の部分での収入及び支出費用ということになります。

まず、3の営業外収益でございます。主なものとしたしましては、(2)他会計補助金、これは、一般会計からの繰入金の意味でございます、8,098万9,000円。

それから、(3)長期前受金戻入、4,838万3,518円、この長期前受金戻入でございますけれども、上段でございます2の営業費用の(4)減価償却費を計上しておるところでございます。1億3,445万4,044円でございますけれども、これと同じように、減価償却をする同じような率で、収益から持ってまいります。つまりは、戻入の金額につきましては、補助金というふうにお考えいただきたいと思っております。減価償却に係るときに国から頂いた補助金、これを収益化していく金額というふうにお考えをいただきたいと思っております。この部分の収益でございます。合計をいたしまして、右に見ていただいたアンダーラインの部分でございます、1億2,957万6,146円。

その下の4、営業外費用でございます。主なものは、(1)といたしまして、支払利息及び企業債取扱諸費となっております、1,692万5,839円、右に見ていただきまして、合計でございます、アンダーラインのところ、1,703万6,749円でございます。

3営業外収益と4営業外費用を合計をいたしまして、その右側、アンダーラインが引かれているところでございます、1億1,253万9,397円でございます。上段の損失、1億2万9,630円を差引きいたしまして、その下でございますけれども、アンダーラインのところ、1,250万9,767円、この部分が経常利益となるものでございまして、読み替えますと、当年度純利益、そして、もう一度読み替えますと、その下に下がっていただきまして、当年度未処分利益剰余金ということになるものでございます。

それでは、4ページへお進みいただきたいと思っております。

令和3年度吉賀町水道事業剰余金計算書でございます。この部分につきましては、先ほど申しました剰余金をどのように積み立てているかというものを示したものでございます。表の中央から下のところ、少し下がったところに、左側の項目名が書かれております、処分後残高という行がございます。この部分が前年度まで、令和2年度までに積み立てた金額、資本金それから資本合計の金額を示したものでございます。

その行から下がります、3行の部分、これが当年度の変動いたします利益剰余金の部分を示した部分でございます。そして、一番下段におきまして、当年度末の残高を示しておるものでございます。

右に見ていただきますと剰余金がございまして、右側からの縦列から戻っていただきまして3行目、未処分利益剰余金というふうに、マスの中に括弧でも書いてございます、1,250万9,767円、この部分が純利益となるものでございまして、未処分剰余金となるものでございます。

一番右側には、資本合計といたしまして4億2,222万166円の計上をしておるところでございます。この部分が状況でございまして、5ページへ進んでいただきますと、令和3年度吉賀町水道事業剰余金処分計算書（案）というふうに記載しているものでございます。当年度で利益が出ました未処分剰余金1,250万9,767円をどのように積み立てていくかということでございます。これにつきましては、3行目を見ていただきますと、建設改良積立金への積立ということで、一番右側の行がマイナス表示の1,250万9,767円となっているところでございます。この金額について、建設改良積立金へ積み立てるというものを示しているものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度吉賀町水道事業貸借対照表でございます。通称BSと呼ばれているものでございまして、事業の財政状況を表す書類でございます。7ページの注記と合わせてお読み取りをいただきたいと存じます。

また、先ほど、4ページのところで、資本合計額をお示しをさせていただきました。この金額が一番下段から2段目、資本合計額4億2,222万166円と一致をしているものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前11時14分休憩

.....

午前11時26分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、代表監査委員のほうからの報告の前に、令和3年度の吉賀町各会計決算審査意見書に、軽微な修正でございますので、私のほうからお諮りします。

意見書の13ページの下から3行目の「何々した。前年度に都築、介護老人保健施設の縮小に加え」のところがありますが、その「つづき」が「都を築く」という漢字になっております。変換ミスに気がつかなかったためと思いますので、私のほうからお諮りしますが、平仮名の「つづき」に直してください。

13ページの下から3行目、よろしいですか。

それでは、意見書のペーパーのほうとタブレット等も修正してくださいませ。お願いいたします。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、13ページの漢字の「都築」を平仮名の「つづき」に直しま

す。

以上です。

それでは、上田代表監査委員に出席をいただいておりますので、ここで、令和3年度吉賀町各会計決算審査意見についてを報告していただきます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 代表監査委員の上田でございます。

令和4年8月29日付で、令和3年度吉賀町各会計決算審査意見書を町長宛てに提出いたしました。本日はこの意見書を読み上げまして、議会への御報告とさせていただきます。

令和3年度吉賀町各会計決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算及び付属書類について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の期間、令和4年7月1日から令和4年8月29日までの間、36日間。

2、審査の対象、令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、令和3年度吉賀町水道事業会計決算書及び各付属書類。

3、審査の方法、（1）決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。（2）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等、その全てについての審査は不可能なため、試査を実施し、173件を抽出、審査対象とした。（3）審査の内容については、試査抽出の範囲に主体を置いた。

4、審査にあたっての留意点、（1）共通事項、決算書、決算事項別明細書及び付属書類について、計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い効率的になされているか等に主眼を置いた。（2）歳入、①収入成績、②予算執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法不当な収入の有無、④未納整理の状況、（3）歳出、①違法不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、（4）その他、①実質収支に関する調書の確認（毎月実施している例月審査を含む）、②公有財産（有価証券、出資証券、物品、債権、基金）に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び付属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りはなく適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果について、その意見は別紙「決算審査意見」のとおりである。

次に、決算審査意見でございますが、これは要点のみの説明とさせていただきます。

まず、3ページ、決算の総括でございます。令和3年度の水道事業会計を除く各会計の決算総額は、歳入106億3,880万円、歳出102億1,329万8,000円であり、令和2年度の決算額と比較すると、歳入で8,584万円の増、歳出で1億2,852万8,000円の減となっております。

これにつきましては、地方交付税が臨時経済対策費の創設などで3億3,900万円伸びておりますが、特別定額給付金事業費給付費補助金の減額等によるものと思われま。

なお、町債につきましては、今年度の発行額は13億1,700万円、償還は、元金11億4,900万円及び利子7,100万円で、3年度末現在高は3億3,200万円減少して、118億7,600万円となっております。

次に、4ページ、財政状況でございます。主な財政指標の推移については、表2を御覧いただきたいと思ひます。そのうち3か年平均の実質公債比率は、令和3年度7.1%で、2年度より0.1ポイント増加しております。

経常収支比率につきましては、令和3年度は81.6%で、2年度より8.4ポイント減少しております。

公債費負担比率につきましては、令和2年度より2.7ポイント減少し、15.9%。

それから、積立金現在高比率につきましては、令和2年度より基金現在高が2億3,500万円増加して、0.7ポイント上がって71.2%となっております。

地方債現在高比率につきましては、令和2年度より3.1ポイント減少し、207.2%。これは地方債現在高が87億3,700万円となりました一方で、分母となる標準財政規模が6.1%伸びたことによる減少でございます。

次、6ページの一般会計から18ページの水道事業会計の決算状況につきましては、出納室長並びに建設水道課長より詳細説明がございましたので、割愛させていただきます。

次に、19ページ、各会計に関する監査状況でございますが、これも19ページの第1、議会事務局関係から33ページの第7、水道事業会計までにつきましては説明を省略させていただいて、33ページの共通事項に関する監査状況から読み上げて御説明いたします。

まず、共通事項に関する監査状況。

第1、令和3年度通常業務で年間250時間以上の時間外勤務を行った職員は14人を数える。年間400時間を超える職員も4人おり、そのうち2人は月間100時間を超える時間外勤務を行っている。また、コロナ対応等を含めた年間時間外勤務が500時間を超えた職員が5人、うち1人は1,000時間を超えている。コロナ禍による非常事態とも言える状況下、やむを得な

かった面のあったことは否定できないものの、職員の健康、職場環境への影響が懸念されるレベルに至っていると言える。長時間労働の是正に向け、定時退庁日の設定、職員の意識啓発等、様々な取り組みを行っているが効果を上げるには至っていない。

超過勤務の上限時間を設定し、超えた場所には事後検証を行うなどの具体的な活動を継続して行うとともに、事務分掌、業務内容の精査等を通じ、事務の効率化を図り、効率的で働きやすい職場づくりにつなげられたい。

第2、税金及び使用料等の収入未納額の発生状況は、37ページ、38ページの表25、26のとおりであるが、一般会計及び特別会計等の現年度及び滞納繰越分の合計が5,459万6,000円とし、1,293万6,000円改善されている。徴収率も94.9%と、1.3ポイント上昇し、現年分、滞納繰越分とも改善している。

債権管理者の配置、滞納者への訪問活動や督促の実施等の地道な取り組み、債権共同徴収対策委員会での情報共有、共同臨戸徴収等の効果が表れているものと思われる。現年度分収納を強化するとともに、滞納分に関しては債権の管理を徹底し、不納欠損処理を含め、徴収の強化へとつなげられたい。

第3、抽出監査における事業契約等の締結状況（1件50万円以上の契約）は、表27、39ページのとおりであり、契約件数237件のうち一般競争入札11件、指名競争入札59件、随意契約167件となっている。いずれも吉賀町契約規則及び関係法令にのっとり適正に契約が行われている。

しかしながら、工事契約においては、変更契約に至るケースがここ数年増えている。いずれも正当かつ適切な変更ではあるものの、変更契約が常態化すれば予算統制に影響を与えかねない。事業内容や設定金額等の精査を徹底し、当初の契約どおり事業が確実に執行されるよう、環境づくりに努められ、的確な予算管理につなげられたい。

第4、不用額の状況については、表30、42ページのとおりであるが、コロナ禍による影響等、やむを得ず不用となったケースも見られるが、不用に至った要因を精査・検証する等、予算統制に努められたい。

第5、基金の状況については、表28、40ページのとおりであるが、令和3年度末現在高は33億6,272万円で、前年度末より2億4,686万6,000円の増となっている。これは積立額3億789万8,000円に対し、取崩額が6億6,318万8,000円にとどまったためです。中期財政計画によれば、基金の取り崩しは今後も続き、定額運用、特別会計を除く基金残高は、令和13年度には12億5,800万円まで減少すると推測している。その推計の根拠はつまびらかにはされていないが、取り崩しを含め、基金の適切な運用を心がけ、健全な財政運営につなげられたい。

第6、事務分掌については、各部局それぞれ事務分掌表を作成しているが、共同調理場等、一部の現場では事務分掌が明示されていない。ガバナンス強化のためにも様式の統一を含め、事務分掌の明確化に努められたい。

第7、行政文書の管理については、文書管理委員会によるカメラパトロール、点検等を適宜実施し、適切な文書管理に向けた取り組みを行っている。しかし、不必要な文書の保管、また行政の貴重な財産として記録保存すべき文書の欠落など、文書管理の重要性に対する認識のずれを感じさせる事例もまれに見られる。適正かつ能率的な事務の遂行に向け、ペーパーレス化にも対応した行政文書（情報）の徹底した管理と効率的運用を図られたい。

次に、総括。令和3年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善検討すべきと思われる事項等について、提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数はこれまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、事務報告書については、おおむね適切にまとめられているが、依然、執行した事業の羅列にとどまっている部署も見受けられる。事務報告書は1年間の事業成果を開示し、併せて事業運営の透明性と説明責任の履行を担保するものである。事業の位置づけ等も含め、分かりやすい事務報告となるよう努められたい。

第4、都道府県及び指定都市を除く全ての市町村に内部統制体制の整備への努力義務が課せられたが、吉賀町においては、事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が機能していると思われる。しかし、内部統制が疑われるような事例も僅少ながら見られる。内部統制は無謬性を前提とせず、事前または事後にリスクをコントロールすることが目的であり、事務フローの標準化や想定されるリスクの共有化等により内部統制の整備及び運用につなげられたい。

第5、令和3年度末現在、職員数101人に対し会計年度任用職員は185人（社保加入職員104人）である。新たな行政需要や行政ニーズの多様化により事務事業の増加が進み、加えて新型コロナウイルス感染症対策等もあり、会計年度任用職員が大幅に増えている。今後の新たな公共サービスの展開等も考慮に入れると、会計年度任用職員の活用は喫緊の課題である。会計年度任用職員の育成・レベルアップを図るとともに、それに対応する組織・機構の整備に早急に取り組まれたい。

第6、厳しい財政状況の下、限られた人材での効率的な行政運営を目指し、計画に基づいた定員管理を推進してきており、令和3年度末現在の職員数は計画目標と同数の101人である。し

かしながら、共通事項に関する監査状況第1で指摘したとおり、長時間労働が常態化している職員が職員全体の1割以上を占めている。加えて、令和3年度においては、1か月以上にわたる病気休暇の職員が3人、育児休業取得者が6人いる。ワーク・ライフバランスに配慮した良好な職場環境こそが効率的な行政運営への近道である。再任用職員や会計年度任用職員の活用を図ると同時に、状況に応じ計画の見直し、弾力的運用を図られたい。

第7、主要財政指標の推移については、表2、5ページのとおりであるが、実質公債比率の3か年平均は、令和2年度に比べ0.1ポイント増加して7.1%、単年度では0.7ポイント減少し6.9%だった。将来負担比率は、令和2年度の58.8%から53.5%へ、0.5ポイント減少している。経常収支比率は、前年度の90.0%より8.4ポイント下がり、81.6%だった。これは、分母となる経常一般財源収入が国の普通交付税再算定による臨時的増加もあり、前年度より2億3,900万円増加し、分子となる経常一般財源支出が1億1,800万円の減少となったためである。

経常収支比率は財政の弾力性を示す指標で、70から80%が適正水準と言われているが、単なる経費削減を目的とせず、住民サービスの向上を第一義に必要な事業に取り組み、より効率的な財政運営に努められたい。

第8、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等を通じて財政の効率化・適正化を図るとともに、住民、議会等、外部に対してわかりやすい財務情報を開示することを目途としている。ほかにも、他団体との比較、経年比較等を通して吉賀町の特徴や課題等を明確にしており、また、まちづくり計画等における施策の妥当性の検証の資料としてなど、活用方法は多岐にわたる。

公会計に係る財務書類の作成については、外部委託としているが、令和2年度分財務四表等の作成完了は、令和4年3月14日となっている。所期の目的を果たすためにも、少なくとも翌年度上半期中に作成を終え、資産・債務管理や予算編成及び行政評価等に有効に活用できるよう努められたい。

第9、持続可能な地域社会、活力ある吉賀町を目指し、第2期吉賀町総合戦略が令和4年3月策定された。吉賀町の人口については、将来的に減少が続くものの、減少率は漸減しており、2060年の総人口4,400人を目標としている。

減少率漸減の要因の一つは、外国人居住者の存在である。令和4年3月31日現在、住民基本台帳に登録された外国人登録者数は171人で、全人口の2.92%となり、多くは技能実習生を中心とした若者である。

技能実習生については、産業を支える単なる労働力と捉え、受け入れ等を民間に任せる自治体も多いが、技能実習適正化法は、実習の適正な実施と実習生の保護を図るため、自治体は必要な

施策を進める責務があると定めている。

「特定技能」により在留する外国人も増えており、魅力ある地域として外国人を引きつけることのできない地方からは、外国人も含め、都市部への人口流出が続いていくことが予想される。

地域の活性化に不可欠な人材として、地域との交流等様々な支援を行い、多様性に満ちた多文化共生社会の実現に向け、官民一体となった取り組みを進められたい。

第10、六日市病院の公設民営化を含め、吉賀町の地域医療の将来像について様々な議論が展開されているが、本質的な議論には至っていない印象を受ける。令和3年10月の社会医療法人石州会補助金に係る監査意見で指摘したように、法人全体の組織統治が不十分であり、経営改善に向けた取り組みも枝葉に過ぎている。令和2年度決算意見書で指摘したように、医療は制度ビジネスであり、事業の継続性を前提に制度設計されている。不採算部門を抱える過疎地の公的医療機関への支援もその一環であり、制度の要請する医療の確保と適切な提供を実現することこそが最優先されるべき課題である。

施設医療から在宅医療への流れの中で、地域にとって真に必要な医療サービスは何か。それに応えるには何をなすべきか等の議論を通じてのみ「継続事業の前提に関する確実性」につながっていくものと思われる。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たったの意見を申し述べ、令和3年度の決算審査意見とする。

御多忙の中、多くの資料の提供をいただき、調査やヒアリングに協力いただいた職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上、詳細説明と上田代表監査委員さんからの審査意見についての報告がありました。

これより質疑を行います。この質疑については一括上程いたしておりますので、一括にて質疑を行います。

なお、冒頭、会計名を述べて発言を願います。

また、上田代表監査委員も同席されておりますので、併せての質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっております日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号について、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りをします。決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員から3名ずつ選出いただき、合計6名の委員で構成することに決定しました。

委員については、各常任委員から選出をいただき、委員長、副委員長も互選により選出いただきますようお願いしておきます。

ここで昼休み休憩とします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第16、報告第3号

○議長（安永 友行君） 日程第16、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

まず、健全化判断比率でございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、該当はございません。実質公債費比率は7.1%、将来負担比率は53.5%でございます。

なお、それぞれの括弧書きにつきましては、早期健全化基準を示す数値でございますので、御参照いただきたいと思います。

下段は、資金資本比率でございますが、どの会計につきましても該当はございません。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明をさせていただきます。

資料を用いて説明をしております。ページは12ページからということでございます。お開きください。

資料は13ページのほうに進んでいただきまして、ちょうど中段のところですが、括弧書きで、実質赤字比率というふうに記載をしておりますけれども、こちらから説明をしております。

この実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する実質赤字額の比率でございます。令和3年度決算においては、実質収支が黒字ですので、実質赤字比率は生じません。このため、ハイフンで表示をしているというところでございます。

それから、その下でございます。連結実質赤字比率でございます。これは全ての会計の決算額を合算いたしまして、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。これも令和3年度におきましては全会計を対象とした実質収支が黒字ということで、連結実質赤字比率は生じません。このため、ハイフンで表示をさせていただいております。

それから進んでいただきまして、14ページであります。14ページの上ですけれども、実質公債比率であります。これは一般会計等が負担する元利償還金と特別会計や一部事務組合への支出のうち、元利償還金に対する支出等を意味する準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年の平均を表すものというものでございます。

実際の財政規模に対しまして、借金の償還である公債費がどの程度負担になっているかを数値化しているというものでございます。

今回算定いたしました実質公債費比率については、資料の記載のとおり、令和元年度から令和3年度までの3か年の平均で7.1%となっております。早期健全化基準の25.0%を下回っているという状況でございます。

ここで、参考資料、進んでいただきまして、20ページをお開きください。

資料の20ページにつきましては、実質公債費比率、過去5年間の経緯を記載させていただいております。この表の一番下から5段目のところ、若干太字にしておりますが、実質公債費比率（3か年平均）こちらの数字を見ていただきますと、一番右側に7.1%という数字を記載をさせていただいております。この数字でございますが、全国市町村平均と比較いたしますと高い比率となっております。一方、島根県市町村平均と比較いたしますと、それとは低い比率という

ところでお読み取りいただければと思います。

申し訳ありません。また戻っていただきまして、資料14ページでございます。

中段の将来負担比率であります。これは一般会計等が将来的に負担する負債額からその償還に充てることのできる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率というものでございます。自治体の財政規模に対して借金などの負債の現在高がどの程度残っているかを数値化したものというものでございます。

14ページの四角で囲ったその下でございますけれども、①から⑧まで、これの合計額から充当可能基金、充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額、これらを控除した金額を分子といたします。そして、標準財政規模から基準財政需要額に算入された元利償還金の額を控除した金額を分母にして算定をいたします。

こちらに記載のとおり、比率は53.5%ということになりまして、早期健全化基準の350.0%を下回っているというものでございます。

ここで、また21ページのほうにお進みください。資料21ページには、将来負担比率の推移ということで、過去5年の数字をまとめております。これも、見る場所としましては下から5段目のところでありまして、将来負担比率の欄があるかと思っております。ここが一番右側の数値を見ていただきますと53.5%というところ、それからこの数字でございますが、全国市町村平均と比較いたしますと、高い比率ということでありまして、一方、島根県市町村平均と比較いたしますと、低い比率というふうになっておるところでございます。

それから、資料、もう一つめくって22ページを見ていただきますと、実質公債費比率、それから将来負担比率、この2つの指標についての増減要因について、まとめて記載をさせていただいているというものでございます。この部分についてはお読み取りをいただければというふうに思います。

では、戻っていただきまして、14ページでございます。

14ページの一番下でありまして、資金不足比率についてであります。これは公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率であります。水道、小水力発電、下水道、農業集落排水の各事業における収支が黒字ということですので、資金不足比率は生じない。このため、ハイフンで表示をしているという内容となっております。

以上で、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続いて、上田代表監査委員より、財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 令和3年度吉賀町財政健全化審査意見書並びに令和3年度吉賀

町特別会計等資金不足比率審査意見書、どちらも令和4年8月29日付、岩本町長へ提出されましたので、本日はその意見書を読み上げまして議会への報告とさせていただきます。

まず、財政健全化審査意見でございます。

令和3年度一般会計財政健全化審査意見書。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、令和3年度決算に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見、（ア）実質赤字比率について、令和3年度の実質赤字比率は、収支が黒字であるため、数値は示されていない。（イ）連結実質赤字比率について、令和3年度の実質赤字比率は、収支が黒字であるため数値は示されていない。（ウ）実質公債費比率について、令和3年度の実質公債費比率は7.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。（エ）将来負担比率について、令和3年度の将来負担比率は、53.5%となり、令和2年度に比し、令和3年度も0.3ポイント下がっている。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

続きまして、令和3年度特別会計等資金不足比率審査意見書でございます。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は、令和2年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。（2）個別意見、

（ア）水道事業会計について、令和3年度の資金不足比率は、不足額がないため数値は示されていない。（イ）小水力発電事業特別会計について、令和3年度の資金不足比率は、不足額がないため数値は示されていない。（ウ）下水道事業特別会計について、令和3年度の資金不足比率は、不足額がないため数値は示されていない。（エ）農業集落排水事業特別会計について、令和3年度の資金不足比率は、不足額がないため数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告並びに上田代表監査委員さんからの審査意見の報告は終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認め、本案は報告をもって終了といたします。

上田代表監査委員さん、御苦労さまです。退席されて結構です。

日程第17. 議案第48号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第17、議案第48号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第48号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町職員の育児休業等に関する条例（平成17年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第48号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

最初に、具体の説明に入ります前に、この条例改正の背景、それから改正理由について申し上げておきたいというふうに思います。

御承知のとおり、国におかれましては、これはもう公務員に関わらずということではありますが、いわゆる仕事と育児、そうしたものの両立支援策を順次進められているというところでございます。

そうした中、今般、関係法律としては、主には3本なんですけれども、育児休業法、それから介護休業法、さらには公務員に関する法律、そうしたものが一体となって法律改正をなされて、先ほど申し上げたとおり、育児と仕事の環境をさらに向上させるという、こういう措置が今取られている、こういう背景がございます。

こうした中、国におきましては、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置、そうしたものが進められておまして、このうち育児休業の取得回数制限の緩和、それから育児参加のための休暇の対象期間の拡大、こうしたものについて、本年10月1日から施行されるという、こういうことになっております。

国において、こういう状況でございまして、これと同時に、国のほうからは、地方公共団体に

においても同様の措置を講ずるようという、こうした要請があったというところでございます。

この要請に応える形でもありますけれども、吉賀町におきましても、こうした環境を整えるべく、条例を改正させていただくということでの議案提出でございます。この辺が改正理由というところで、最初にお伝えをしておきたいと思っております。

それでは、中身に入りますまいりますが、参考資料につきましては、最初に29ページから32ページのものを見ていただければと思います。

参考資料の29ページと30ページ、それから31ページと32ページであります。

これにつきましては、人事院が国の常勤職員向け、それから国の非常勤職員向けにつくられたチラシであります。先行して、国のほうではこうした改正を進めておられまして、こちらのほうにおよそまとめられているので、示させていただいているというところであります。

なお、このチラシですけれども、国の人事院規則、それから運用通知、そうしたものがまとめられたものであります。この後、条例改正の内容について説明しますけれども、このチラシの内容が全て条例の中で表されているかという、そうではないというところで見いただければというふうに思います。

いずれにしても、今回の改正のポイントであります、この2つのチラシに両方書いてありますけれども、育児休業の取得回数の制限緩和、これ具体的には、これまで1回という制限がありましたけれども、これを2回というふうになるという、こういうところ。これが一番主な理由、理由というか改正の主立ったところであります。これをすべく、法律、それから条例等が改正等をするという、こういう内容であります。

それから、地方公務員の育児休業に関しましてですけれども、上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律、これが上位法になりますけれども、ここで取得回数1回であるところが2回とする改正が既に行われているというものでございまして、この法改正に基づいて今般の条例の改正整備を行っていきたいというものであります。

それから、合わせて、冒頭申し上げたとおり、これにつきましては公務員のみならず、広く他の法律も改正がかかっておりまして、国のほうから条例改正案が示されてきております。今回の条例改正も、その国が示したものに従いまして調整をさせていただいているというところであります。

もう一つ加えますと、今回の条例改正ですけれども、主として、非常勤職員を対象とする部分、これが主なところというところで見いただければというふうに思います。

前置きが長くなりましたけれども、条例改正の中身について説明をさせていただきます。

資料、戻っていただきまして23ページをお開きください。資料23ページ、条例の新旧対照表でございます。最初に出てまいりますのが、条例第2条の改正ということになります。これが

24ページにまたがっております。

この改正の内容でございますけれども、非常勤職員の取得要件の緩和がなされたというところでお読み取りをいただければと思います。もう少し詳しく言いますと、改正前については、1歳に達する日までに引き続き採用され、あるいは更新の見込みがある場合は、期間内での育児休業を取得することが可能とされていた。

これが改正前でして、今度改正後ですけれども、子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合は、この出生の日から57日間以内の育児休業を取得することが可能となる、という改正内容ということであります。

出生の日から57日間というところでの育児休業の取得が可能となってくるというところがこの第2条の改正の内容ということであります。

参考資料24ページに入りまして、次に、第2条の3、それから進んでいただきますと、26ページに第2条の4、この改正があらうかと思えます。これも非常勤職員に係る部分でございます、内容といたしましては、非常勤職員の育児休業所得の柔軟化をすべく条例改正をしているというものです。

内容についてもう少し申し上げますと、その職員の子が1歳から1歳6か月の期間内において取得可能となるということ、これは第2条の3の改正です。それから、第2条の4の改正については、その非常勤職員の子が1歳6か月から2歳の期間内において休業取得ができるという、こういう内容がこの改正ということでございます。

それから、次に参ります。27ページに進んでいただきますと、27ページ中段です。現行の欄、すなわち左側の縦欄ですけれども、第2条の5の条文があらうかと思えます。これにつきましては、今回の条例改正に伴いまして、内容はそのまま存置されますけれども、条文の構成上、後に出てまいります第3条の2のほうに移動がなされているというところがございます。

それから、その下です。次に、第3条の改正でございます。これにつきましては、育児休業等計画書というものがこの手続きを取る際に必要というふうにこれまでなっておりましたが、今後においては、この部分については不要となるというところで、条文が削除されているという、こういう内容でございます。

めくっていただきまして、28ページに入ります。28ページの中段、今度は右側の欄を見ていただきますと、第3条の2というものが新たに挿入されていると思えます。これは、先ほど申し上げました、現行でいうところの第2条の5、これが第3条の2というふうに、内容は変わっていませんけれども、条文構成上、こちらのほうに移動しているというところでお読み取りください。

それから、最後の第8条であります。これにつきましては、手続き上、用いるところの計画書

の題名、これにつきまして変更がかかっているというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上、議案第48号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第17、議案第48号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第18 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第49号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第49号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

第1条、令和4年度吉賀町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度吉賀町下水道事業会計予算（以下「予算」と言う。）第4条、本文括弧書中、不足する額5,379万2,000円を、不足する額5,129万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,279万2,000円を当年度分損益勘定留保資金5,029万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款資本的収入1億1,970万円、250万円を補正いたしまして1億2,220万円、内訳といたしまして、第1項企業債2,750万円、250万円補正いたしまして3,000万円ちょうどでございます。

第3条、予算第5条に定めた企業債を次のように補正する。起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。補正前の限度額3,030万円を、補正後におきましては3,280万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更はございません。お読み取りをいただきたいと思っております。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第49号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

令和4年度の補正予算説明書の4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。款1資本的収入、項1企業債でございます。2,750万円に対しまして、250万円を補正し3,000万円とするものでございます。右に見ていただきまして、説明欄でございます。起債の種類は、資本費平準化債でございます。

収入のほうにつきましては、町長も先ほど申し上げましたとおり、調整に当たる部分を当年度損益勘定留保資金、その部分の見合う部分を調整するものでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第18、議案第49号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑は保留をしておきます。

日程第19. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第19、議案第50号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第50号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,502万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,448万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算を御覧ください。まず、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税9,297万7,000円から117万1,000円を減額いたしまして、9,180万6,000円。

款9繰越金、項1繰越金1,000円に1,619万5,000円を追加いたしまして、

1,619万6,000円。これによります歳入合計は、7億6,945万7,000円に1,502万4,000円を追加し、7億8,448万1,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。

款9基金積立金、項1基金積立金2,000円に1,100万円を追加し、1,100万2,000円。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金50万5,000円に、204万2,000円を追加いたしまして、254万7,000円。款11予備費、項1予備費451万1,000円に198万2,000円を追加し、649万3,000円でございます。これに伴う歳出合計は、7億6,945万7,000円に1,502万4,000円を追加し、7億8,448万1,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第50号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。

9款基金積立金についてでございます。目1国民健康保険事業基金積立金でございます。右側を御覧ください。節24積立金、003国民健康保険事業基金積立金といたしまして、補正額1,100万円を計上しております。

6ページのその下でございます。10款諸支出金についてでございます。目3償還金、右側を御覧ください。節22償還金、利子及び割引料、003償還金、国庫支出金還付金といたしまして、補正額204万2,000円を計上しております。これにつきましては、国に対する返還金でございます。

その下ですけれども、11款予備費につきましては、補正額198万2,000円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書5ページをお開きください。

1款国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税。右側を御覧ください。節1医療給付費現年度課税分、現年度分といたしまして補正額マイナス92万8,000円、その下の節4介護給付費現年度課税分、現年度分といたしまして補正額3万6,000円、その下の7後期高齢者支援金現年課税分、現年度分といたしまして補正額マイナス27万9,000円を計上しております。これにつきましては、全て本算定結果による調整更正分となっております。

5ページ、その下の9款繰越金、目1繰越金、右側を御覧ください。節1繰越金、純繰越金といたしまして、補正額1,619万5,000円を計上しております。

以上、議案第50号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 6ページの基金積立金1,100万円となっております。これ、今回提出されております町議会定例会参考資料の38ページを見ていただきますと、基金等保有額が6,083万1,000円となっております。今回、1,100万円を積立てることによりまして7,183万1,000円となりまして、本日の決算で説明されました保険給付費との比較で見ますと、12.7%程度というふうになるわけですけれども、国保会計で幾らこの基金があればよいというふうにご考慮されるのかお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 今の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、基金の限度額についてでございます。限度額につきましては、以前は国のほうで給付費の5%ということを示しているときもございましたが、現在は、上限に特に縛りがないということをご県のほうでも確認をいたしております。

これにつきましては、現在、広域化に向けて統一するということで、県のほうでも今、現在協議をしているところでございますので、そういったところも含めて、今のところでは今回1,100万円を積立てさせていただきましたけれども、今のこの金額につきましては、適正であるというふうにごこちらのほうでは考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 広域化に向けてやる場合に、別の意味で考えると、基金をあまり持っていないほうが、吉賀町の国保の会計としては、県のほうから、基金が吉賀町はたくさんあるんだからもっとお金出さないとかいうような流れを引っ張り出される可能性について、そういうものへの検討というのはされているのか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） お答えさせていただきます。

今の御質問ですけれども、県のほうから基金の保有額とかそういった調査というのは県のほうからは今なされていないところでございますので、こちらといたしましては、そういった国保の財政健全化を目指して、できるだけ保有をしていきたいという意向はございますので、このように積立てをさせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第50号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第20. 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第51号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第51号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,959万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金1,000円に43万9,000円を追加し、44万円でございます。これに伴います歳入合計2億5,915万5,000円に43万9,000円を追加し、2億5,959万4,000円となるものでございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2億5,616万9,000円に6万3,000円を追加し、2億5,623万2,000円。款4予備費、項1予備費、今回新たに37万6,000円の補正で、同額でございます。これに伴います歳出合計は、2億5,915万5,000円に43万9,000円を追加し、2億5,959万4,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第51号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を行います。

予算書の6ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、右側を御覧ください。節18負担金、補助及び交付金、003後期高齢者医療広域連合納付金として補正額6万

3,000円を計上しております。これにつきましては、令和4年4月、5月分の保険料でございます。

続いて、4款予備費につきましては、補正額37万6,000円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書5ページをお開きください。

5款繰越金、目1繰越金、右側へ移っていただきまして、節1繰越金、純繰越金といたしまして補正額43万9,000円を計上しております。

以上、議案第51号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ありませんか。——ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第20、議案第51号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第52号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第52号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,264万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,523万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款8繰越金、項1繰越金1,000円に1億1,264万1,000円を追加し、1億1,264万2,000円。これに伴います歳入合計は、11億2,259万円に1億1,264万1,000円を追加し、12億3,523万1,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。款4基金積立金、項1基金積立金1,000円に3,280万円を追加し、3,280万1,000円、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金10万

1,000円に7,977万4,000円を追加し、7,987万5,000円、款7予備費、項1予備費1,765万8,000円に6万7,000円を追加し、1,772万5,000円。これに伴います歳出合計は11億2,259万円に1億1,264万1,000円を追加し、12億3,523万1,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第52号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明を行います。

予算書の6ページを御覧ください。歳出から説明をさせていただきます。

4款基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、その右側を見ていただきますと、節24積立金、003介護給付費準備基金積立金といたしまして、補正額3,280万円を計上しております。

次に、6款諸支出金、目2償還金、右側に行っていただきますと節22償還金、利子及び割引料、003国県支払基金返還金といたしまして、補正額7,977万4,000円を計上しております。これにつきましては、国及び県支払基金等に対する返還金でございます。

次、7款予備費につきましては、補正額6万7,000円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書5ページを御覧ください。

8款繰越金、目1繰越金、右側に移っていただきまして、節1繰越金、純繰越金といたしまして補正額1億1,264万1,000円を計上しております。

以上、議案第52号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第21、議案第52号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第22. 議案第53号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第22、議案第53号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第53号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,372万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款4繰越金、項1繰越金1,000円に13万9,000円を追加し、14万円。これに伴います歳入合計は、6,358万5,000円に13万9,000円を追加し、6,372万4,000円でございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費4,184万4,000円で、これにつきましては増減はございません。

款7予備費、項1予備費46万円に13万9,000円を追加し、59万9,000円でございます。これに伴います歳出合計は6,358万5,000円に13万9,000円を追加し、6,372万4,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） それでは、議案第53号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

予算書6ページのほうを御覧いただきたいと思えます。歳出でございます。

1款総務費、目1一般管理費でございます。節26公課費でございます。消費税の確定によるもので、144万2,000円の計上でございます。

続きまして、目2財産管理費、節24積立金であります。公課費に充てるためのもので、積立金のほうを同額減額の計上となっております。

5ページのほうに戻っていただきたいと思えます。歳入のほうでございます。

4款繰越金でございます。1繰越金、純繰越金の確定によりまして、13万9,000円計上しております。これはまた6ページのほうに戻っていただきまして、7款予備費、目1予備費のほうへ13万9,000円計上しております。

以上で、議案第53号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第22、議案第53号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後2時01分休憩

.....

午後2時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第23. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）であります。

令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,681万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,338万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

まず、1ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。款9地方特例交付金、項3新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、今回新たに72万2,000円補正するものでございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、35億9,230万5,000円に100万円追加し、35億9,330万5,000円。款12分担金及び負担金、項1分担金、1,378万2,000円に32万3,000円を追加し、1,410万5,000円。款14国庫支出金、項1国庫負担金4億1,012万円に1,128万7,000円を追加し、4億2,140万

7,000円。2国庫補助金、4億7,945万9,000円に9,195万4,000円を追加し、5億7,141万3,000円。款15県支出金、項2県補助金2億7,418万6,000円に3万2,000円を追加し、2億7,421万8,000円。款18繰入金、項2基金繰入金5億5,887万8,000円から1億8,394万5,000円を減額し、3億7,493万3,000円。款19繰越金、項1繰越金1,000円に2億6,009万1,000円を追加し、2億6,009万2,000円。款21町債、項1町債8億3,579万8,000円に534万8,000円を追加し、8億4,114万6,000円。これに伴います歳入の合計でございます。74億2,656万9,000円に1億8,681万2,000円を追加し、76億1,338万1,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費9億3,023万8,000円に2,210万円追加し、9億5,233万8,000円。款3民生費、項1社会福祉費11億6,510万4,000円に903万1,000円を追加し、11億7,413万5,000円、2児童福祉費5億4,660万2,000円に1,158万8,000円を追加し、5億5,819万円。3生活保護費8,344万9,000円に569万円を追加し、8,913万9,000円。

款4衛生費、1保健衛生費4億3,459万5,000円に2,829万円を追加し、4億6,288万5,000円。2清掃費1億8,136万2,000円に100万円を追加し、1億8,236万2,000円。

款6農林水産業費、項1農業費4億92万3,000円に506万9,000円を追加し、4億599万2,000円。款7商工費、項1商工費1億5,597万4,000円に7,345万9,000円を追加し、2億2,943万3,000円。款8土木費、項1土木管理費2億8,472万9,000円から250万円減額し2億8,222万9,000円。2道路橋梁費2億8,726万3,000円に3万3,000円を追加し、2億8,729万6,000円。

款9消防費、項1消防費2億8,704万9,000円に60万1,000円を追加、2億8,765万円。款10教育費、項1教育総務費2億7,190万4,000円に608万6,000円を追加し2億7,799万円。2小学校費3億1,855万円に188万2,000円を追加し、3億2,043万2,000円。3中学校費5,098万円に89万2,000円を追加し、5,187万2,000円。4社会教育費1億7,350万3,000円に120万4,000円を追加し、1億7,470万7,000円。5保健体育費6,634万5,000円に587万7,000円を追加し、7,222万2,000円。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、今回1,480万3,000円を補正するものであります。

3ページに入りまして、4その他公共施設災害復旧費、今回新たに500万円を追加するものであります。

款12公債費、項1公債費9億3万8,000円から329万3,000円を減額し、8億9,674万5,000円。これに伴います歳出合計74億2,656万9,000円に1億8,681万2,000円を追加し、76億1,338万1,000円となるものでございます。

4ページ、第5表地方債補正であります。

起債の目的、1過疎対策事業債、3億7,860万円の限度額を3億7,960万円、2合併特例事業債2億2,890万円の2億3,410万円、3災害復旧事業債、今回新たに360万円の設定でございます。4臨時財政対策債3,929万8,000円を3,484万6,000円といたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更はございませんので、お読み取りをいただきたいと思っております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

予算書を進んでいただきまして、20ページをお開きいただければと思います。

最初に、給与費明細書について説明をさせていただきます。

20ページの中段から下であります。2一般職の表を見ていただきますと、その表の中の比較の欄に数字が入ってきているところがあるかと思っております。

まず、報酬のところですけれども498万円、これについては後ほど説明させていただきますけれども、予防費のところに出てまいります、予防接種、これはコロナのワクチン接種であります、ここでの会計年度任用職員さんの報酬というところでお読み取りをいただければと思います。

その右に進んでいただきまして、職員手当の96万9,000円、これはその下にさらに内訳が書いてありまして、期末手当として68万9,000円、それから時間外勤務手当として28万円というふうな内訳となっております。

最初の68万9,000円については、これも予防費予防接種費のところに出てまいります、ワクチン接種に関わるものであります。それから、時間外勤務手当の28万円、これについては、学校給食費のところでも説明をさせていただきますというふうに思います。

それから、中段の表を見ていただきますと、比較の欄、共済費のところ659万2,000円

計上があらうかと思ひます。これにつきましては、本来ですと当初予算のところで予算計上させていただきますべきものでございます。内容といたしましては、そのままちょっと歳出のほうに入らせていただこうと思ひますので、10ページまでお戻りください。

予算書10ページの上ですが、総務費、総務管理費、1一般管理費、001人件費、追加費用共済組合負担金というところで659万2,000円の予算計上があらうかと思ひます。これは先ほどの給与費明細書でお話しした部分であります。内容といたしましては、追加費用、共済組合負担金というふうに書いております。これにつきましては、過去の共済組合法の改正によっての話なんですけれども、その改正される前の負担金部分については、その呼び方として追加費用というふうに呼びます。それから、組合法の改正後については、そうした呼び方はしませんで、いわゆる負担金というふうに呼ぶわけなんですけれども、本来、これは両方、毎年必要となる予算でございまして、法改正前の予算部分について、本来、当初予算で計上すべきところを計上いたしておりませんでした。今回そこで計上させていただいたというところでございます。

この点については、大変失礼をいたしております。おわびして、今回予算計上をさせていただきたいというものでございます。

それから、その下に移ってまいります。5財産管理費です。上の003庁舎維持管理費、それからその下に003庁舎維持管理費が出てきます。それぞれ光熱水費というところで予算計上させていただきますいております。

それから、この後にも施設に係る光熱水費の予算を計上させていただきますいております。これについては、御承知のとおり、特に電気代、それからガス代、こうしたものの値上がりがあるというところで、今回の9月定例に合わせて施設の支出状況について、改めて再計算させていただいております。

その中で、今後の見込みを立てる中、必要な部分につきまして予算計上をしているというものであります。

予算書のほう、今のところに戻っていただきますと、上の003庁舎維持管理費については、これはこの本庁舎に係る電気代とガス代部分、それからその下の部分については、これは分庁舎に係る電気代とガス代というところでお読み取りをいただければと思ひます。

それでは、その下に進みます。8電算管理費、003基幹系システム運営管理費でございます。最初のシステム開発設計委託料528万円、予算計上がしてございますが、内容といたしましては、これは戸籍証明等の広域交付機能、これのシステムを構築するという費用となっております。それからその下の番号カード関連事務交付金、これについては、表現で交付金というふうになっておりますけれども、地方公共団体情報システムという機関がございまして、そちらのほうに負担をする、これは全国の自治体が負担をしていくわけなんですけれども、番号カードに関連する

事務を、事務に係る費用の運営経費を負担するというものでございます。今回、その金額が確定をいたしましたので、予算計上をしているというところです。

それから、その下です。10自治振興費、005自治振興施設管理費、修繕料35万1,000円の予算計上をしてあります。内容につきましては、椈谷自治会館、こちらの屋根の老朽化を修繕すべく、予算計上させていただいておるといふものであります。

それからその下、11企画総務費、002企画総務費、報奨金で20万円の予算計上、内容といたしましては、これは9月2日の全員協議会でふるさと応援大使について御説明をさせていただいたところであり、この活動に係る費用というところ、謝礼というふうに取り扱っていただければというふうに思います。

それから、その下で、12まちづくり対策費、002町民文化祭事業費、総額として88万3,000円の減額です。これは、きん祭みん祭農業文化祭、これについては、イベントを中止するという、こういうことで進めております。その部分について減額をさせていただくという、こういう内容であります。

その下の007電源立地地域対策事業費です。設計委託料として179万円の減額。

次のページに行ってください、機械器具費として187万円の予算計上があるかと思っております。最初の設計委託料の減額部分につきましては、中学校の特別教室、これの空調工事の入札減のところを減額をいたしております。予算書11ページの一番上の機械器具費でありますけれども、これにつきましては、各学校配置しておりますけれども、電子黒板を更新するという、こういう内容での予算計上であります。

それから、その下です。13定住推進費、003空家再生事業費、空き家活用集落担い手確保事業補助金300万円の予算計上をしてあるかと思っております。これにつきましては、当初予算で既に計上いたしておりますけれども、申請の増加が見込まれることから、今回増額補正をさせていただきたいというものであります。

それから、その下の005地域おこし協力隊事業費100万円の減額がしてございます。そこに書いてあるとおり、地域おこし協力隊起業支援補助金というところでの減額であります。これについては、今、柿木村企業組合さんのほうに地域おこし協力隊の受入れをお願いしておるといふことです。

当初の想定といたしましては、地域おこし協力隊をそのまま任期終了し、そして御自分で起業をするというような想定をしておりました。そのための補助金を計上いたしておったんですが、これはこれまでも説明をしておりますけれども、地域おこし協力隊の任期を延長することができるということがあります。これは、特にコロナの影響で思うような活動ができなかった場合には延長をすることができるというふうな取扱いになっていまして、このたび、任期を延長するとい

こちらのほうの判断に至りましたので、この部分については減額をするということでございます。後ほどその任期を延長するというので、そちらのほうでまた経費が発生しますので、これは後ほどまた説明させていただきます。

それから、その下に移ります。民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、008福祉医療助成事業費、これについては実績額の確定による計上でございます。

それから、その下の3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費です。これは施設ははとの湯荘でございます。最初に出てくる指定管理料につきましては、コロナの影響額を予算計上いたしております。それから、その下の改修工事費です。はとの湯荘の屋根の防水工事をやりたいというものであります。この施設の屋根につきましては、以前におよそその半分を修繕をかけておまして、今回はその残る半分を修繕をやりたいという、こういう内容でございます。

それから、その下です。006高齢者福祉施設整備事業費、設計委託料として174万3,000円の計上です。内容といたしましては、柿木デイサービスセンター、ここの浴室、休養室、それから脱衣室、この室の床、壁、天井、それから浴槽そのもの、そこの老朽化が非常に、傷みが激しいというところがありまして、ここの、今申し上げた室部分の全面改修をやりたいというふうな考えでおります。そのための設計委託料としての予算計上であります。

下がっていただきまして、4障がい者福祉費、005自立支援給付事業費から、次の12ページに移っていただきまして右上、006自立支援医療助成事業費、007地域生活支援事業費、これらにつきましては、令和3年度の実績額の確定による予算計上というところでお読み取りください。

さらにその下です。民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費、002児童福祉総務費、そのまま下がっていただきまして、2保育所費、002保育所総務費、007子ども・子育て支援事業費、さらに下がっていただきまして、4母子父子福祉費、005低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費、その下の005低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費、さらにその次の13ページに移っていただきまして、1生活保護総務費、002生活保護総務費、003生活困窮者自立支援事業費、ここまでのところでありまして、令和3年度の実績額の確定による予算計上というところでお読み取りをください。

予算書13ページの中段からです。衛生費、保健衛生費、2母子衛生費です。002母子衛生総務費です。これも実績額の確定による予算計上というところです。

それからその下、3予防費であります。003予防接種費、総額で2,723万4,000円の予算計上があるかと思っております。ここにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種、5回目接種に係る費用というところで見ただけであればというふうに思います。

給与費明細書で申し上げました会計年度任用職員さんの報酬、それから手当、そうしたところ

が最初に出てくるかと思えます。それから、その下ですけれども、業務運営関係委託料として364万円が計上してございます。これについては、ワクチンの管理委託料という内容であります。そうした費用を今回予算計上させていただいております。

それから、一番下の007自死予防対策事業費、それから次のページに行ってくださいまして、14ページの上ですが、4健康増進費、004健康増進事業費、ここまでは令和3年度の実績額の確定に基づく予算計上ということでお読み取りください。

その次です。5環境衛生費、003環境衛生施設費です。まず、燃料費17万円の予算計上があろうかと思えます。施設については、これは斎場の燃料代というところがございます。それからその下の光熱水費というもので10万8,000円の予算計上がありますが、これは施設が2つありまして、斎場、それから七日市の公衆トイレ、この二施設の光熱水費増額部分を見込んでの予算計上でございます。

それから、中ほどの衛生費、清掃費、1清掃総務費、002清掃総務費というところで、廃棄物処理費助成金です。これは、さきに発生いたしました建物火災に係る助成金というものであります。そのようにお読み取りをください。

それから、その下へ行きます。農林水産業費、農業費、3農業振興費です。003有機農業振興費200万円の予算計上があろうかと思えます。これにつきましては、先ほど地域おこし協力隊に関連して少し説明をさせていただきました任期の延長をすると、こういうふうに変更をするというところで、その費用をここで改めて予算計上しておるということであります。いわゆる受け入れていただく受け入れ先へお支払いをするというものであります。

それから、その下です。4農業振興施設費、003農業振興施設管理費、光熱水費の予算計上、これは施設といたしましては、柿木ふれあい会館であります。

それから、その下です。003農業振興施設管理費68万4,000円。予算書は15ページのほうに進んで、右上です。改修工事費と機械器具費について、それぞれ予算計上してあるかと思えます。これの施設につきましては、「道の駅かきのきむら」であります。この施設に関しまして、まず1つ目の改修工事費であります。この施設の中の食堂、それから厨房、そこの中の手洗い水洗、これについて、自動水洗化をするというもの、現状、ダイヤル式というんでしょうか、回して水を出すタイプなんですけれども、それを自動式に切り替えたいというもの。それから、機械器具費に関しては、同じくその厨房の一室ですけれども、休憩室がありまして、そちらの部屋にエアコンを更新したいという、こういう内容のものであります。

それでは、その次に進みます。6農地費、002土地改良総務費、光熱水費の予算計上、これは施設といたしましては、新抜月橋であります。ここの電気料を予算計上いたしております。

それから、その下です。006土地改良圃場整備事業費、農地中間管理機構関連農地整備事業

負担金100万円の予算計上がしてあるかと思えます。これにつきましては、吉原坂折地区内で今工事を進めているところでございますが、工事内容の変更がありまして、その部分について負担金も増額となるというところで予算計上いたしております。

それから、その下の007農村地域防災減災事業費設計委託料として99万円の予算計上。内容といたしましては、立河内にあります勝繁ヶ池の排水路であります。この設計変更が必要となったことによる予算計上でございます。

それから、その下にまいります。商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費。まず、住宅改修支援事業補助金であります。この補助金については、既に当初予算で予算計上させていただいておりますけれども、今年度実績を見ても、おおよそ予算執行が見てとれる、この後の申請に応えるべく、予算を増額させていただきたい。200万円の増額をさせていただきたいという、こういう内容になっております。

それから、その下の緊急中小企業者等事業継続支援金3,500万円、さらにその下の事業経営継続補助金2,000万円の減額。この部分につきましては、9月2日の全員協議会において説明をさせていただいた部分です。

さらにその下、004地域経済振興券交付事業費3,190万円の予算計上、これにつきましても、9月2日の全員協議会において説明をさせていただいた部分でございます。

その下に進みます。2観光費、003観光施設管理費であります。

まず最初に、指定管理料が出てまいります。こちらは、コロナの影響額というところでお読み取りをいただければと思えます。ただし、その施設といたしましては、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」、それからその他の観光施設が含まれます。その他の観光施設といいますのは、「リバーサイドログハウス村」であったり、「ゴギの郷」、「なつめの里交流館」、そうした施設における影響額について予算計上いたしております。

それから、その下です。機械器具費として255万2,000円の予算計上があろうかと思えます。内容といたしましては、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」の室内になりますけれども、喫煙ブースの設置を行いたいというものであります。位置といたしましては、玄関からそのまま入っていただきまして、レストランの前をさらに通り過ぎて行っていただきまして、宴会場があろうかと思えます。そのまままた進んでいただくと、突き当たりになって左がトイレ、右が和室の宿泊棟というところになるかと思えますけれども、その突き当たる前に、左手のところに宴会場とトイレの間に小部屋というか、ちょっとした、ステージ裏といったらいいかと思えますけれども、場所がございまして、そちらのほうに喫煙ブースを設置させていただきたいという、こういうものでございます。

それでは、次に進みます。16ページに進んでいただきまして、3都市農村交流費、002都

市交流推進事業費、報奨金として20万円の予算計上、内容といたしましては、これは宇部ビエンナーレでの吉賀町賞というものをお出ししていますけれども、その費用について予算計上いたしております。

それから、その下に移りまして、1つ飛ばしますが、土木費、道路橋梁費、1道路橋梁維持費です。004橋梁維持管理費、光熱水費の予算計上。これは、施設といたしましては、樋ノ口橋、それから相生橋、この2橋の電気料について予算計上しております。

それから、その下、消防費、消防費、3消防施設費です。002消防施設管理費、光熱水費の予算計上があるかと思えます。施設といたしましては、六日市と柿木の防災センター、それからコミュニティ消防センターといった消防関連施設における電気代あるいはガス代も一部含まれますけれども、主には電気代を予算計上いたしております。

次のページ、進んでいただきまして、教育費、教育総務費、2事務局費です。002事務局総務費、教育活動等キャンセル料等補助金、これは文字どおり、この補助金について予算計上いたすというものでありまして、修学旅行等の延期があったところからの予算計上であります。

それから、次の3学校給食費です。001人件費、ここに時間外手当として28万円の予算計上があろうかと思えます。最初に給与費明細書で申し上げた時間外手当の28万円、ここに計上しているというものであります。これにつきましては、育児休業取得者等の発生によりまして、その影響で一部時間外が発生したことによるものというものであります。

それから、その下の003調理場施設費のまず光熱水費の部分です。町内には3つの共同調理場がございます。六日市、七日市、柿木、それぞれ電気代、それからガス代、そうしたものを再計算させていただきまして、予算計上をいたしております。

それから、その下の修繕料109万5,000円があろうかと思えます。これについては六日市の共同調理場でありまして、そこの空調設備について、修繕を行いたいというものであります。これについては、いわゆる老朽化というのが進んでおりまして、点検をしていただく業者さんからも、一部の部品を取り替えるということよりも、全般的に改修をかけたほうがというふうな御指摘をいただいたところから、予算計上いたしておるというものです。

それから、その下の小学校費に移ります。1小学校管理費、それからその下の中学校費、それぞれ光熱水費を予算計上いたしております。これは文字どおり学校に係る光熱水費、再計算によりまして予算計上いたしたというものです。

次の18ページに移っていただきまして、教育費、社会教育費、1社会教育総務費です。ふるさと人づくり推進事業費です。見ていただくと分かるとおり、予算の組替えを行わせていただきたいというものであります。このふるさと人づくり推進事業費については、2種類の事業構成になっていますけれども、それぞれ当初予算で計上いたしておった部分を組み替えさせていただ

たところでございます。

それから、その下で、2 社会教育施設費、003 サクラマス交流センター管理費、光熱水費の予算計上、これも再計算によって、これは電気代、それからガス代も含まれます。この2つの項目について予算計上いたしておるところです。

それから、その下の教育費、保健体育費、保健体育総務費です。003 保健体育施設費、光熱水費の予算計上、施設といたしましては、町民六日市体育館と町民柿木体育館、この2つの体育館について予算計上いたしております。

それから、その下の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、1 農地災害復旧費、004 現年補助災害復旧事業費、災害復旧工事費として616万円予算計上があるかと思えます。まずこの部分の内容ですけれども、8月5日の大雨の被害ということでありまして、場所については、大井谷の棚田展望公園の駐車場があるかと思えます。そこからまたさらに裏側というんでしょうか、いわゆる農地です。その裏側の農地の畦畔、そうしたものが崩壊をいたしました。それに係る復旧工事の費用というところでありまして。

それに関連して、その下の005 現年単独災害復旧事業費測量設計委託料174万3,000円の予算計上があるかと思えます。今申しあげました農地被害に係る設計委託料を計上いたしております。

それから、その下の災害復旧工事費です。まず、80万円の予算計上があって、その次の、おめくりいただきまして、005 現年単独災害復旧事業費、災害復旧工事費として610万円の予算計上があるかと思えます。予算書18ページの80万円の部分につきましては、いわゆる農地に関連した部分で、箇所数としては2か所の災害復旧工事に係るもの、それから、予算書19ページのこの災害復旧工事費については、610万円の予算計上がありますけれども、これについてはいわゆる取水口、それから堤外水路、ここに土砂が流入いたしましてそれを撤去する費用であります。箇所数にいたしますと15か所の部分について予算計上いたしておるところです。

今申しあげた部分については、全て8月5日の大雨に係る被害というところで見ただければと思えます。

さらに、予算書19ページの中段ですけれども、災害復旧費、その他公共施設災害復旧費、大井谷棚田展望公園災害復旧費、005 現年単独災害復旧事業費測量設計委託料で500万円の予算計上があるかと思えます。これは文字どおり、棚田展望公園におきましても、崩壊というんですか、法面崩壊が起こっております。ちょうどあの駐車場から最初に階段を上って頂上に上がるというようなこととなりますけれども、あそこの階段のところ崩落をいたしましたというところなんです。ちょっと規模が大きいものでして、まずは測量設計委託料としての予算計上というところ

でお読み取りをいただければと思います。

最後の公債費、公債費、1元金、それから2利子であります。それぞれ利率見直しあるいは額の確定、そうしたところから、今回予算計上いたしたというものであります。

以上が歳出予算でありまして、次に、歳入予算を説明させていただきます。お戻りいただきまして7ページをお開きください。

7ページの上です。地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というところで、72万2,000円の予算計上がしてあるかと思えます。これにつきましては、事業収入が減少している中小事業者さん等に対して、固定資産税の軽減措置があります。その部分について、補填されるものでありまして、そのところを計上いたしております。

それから、その下の地方交付税、地方交付税、1地方交付税、特別交付税としての100万円の予算計上があろうかと思えます。これについては、歳出のところで、地域おこし協力隊のところで触れましたけれども、補助金の部分100万円を減額する。そして、任期延長にかかって200万円をまた再計上させていただく。その差引きというところなんですけれども、そこで100万円の特別交付税措置が受けられるというところでお読み取りをください。

それから、その下です。分担金及び負担金、分担金、10災害復旧費分担金です。これについては、先ほど歳出で説明をいたしました災害復旧に係る部分の分担金を予算計上いたしております。

それから、その下の国庫支出金、国庫負担金、2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、これについては、歳出でいいますと、予防費のところで説明をさせていただきましたところの財源となる部分というところでお読み取りをください。

次の8ページに進みまして、国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金です。

まず1つ目が、社会保障・税番号制度システム整備費補助金528万円、これは先ほど歳出で、電算管理費のところで同額を予算計上させていただいたところでありまして、戸籍に関連するシステム構築に係る費用というものでありまして、その部分の財源となるところであります。

それから、その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、今回の補正予算の中でこのコロナの交付金を財源とするというところが出てまいりますので、その部分の予算計上であります。

それから、その下の3衛生費国庫補助金です。これについては、予防費のところで説明をしたところでありまして、この財源となるものです。

それから、その下の9教育費国庫補助金、へき地生徒援助費補助金233万円の減額があろうかと思えます。これについては、スクールバス運行事業に係るものなんです、実際には通学距

離の関係で、対象となる生徒が、当初は想定はしてはしておりましたが、結果的にそこがないということになりましたので、ここの部分については、今回減額をさせていただいたというものです。

それから、次の10災害復旧費国庫補助金です。これについては、先ほど説明しました災害復旧に係るところの財源となるというところでお読み取りください。

それから、次の県支出金、県補助金、総務費県補助金です。公共交通事業者に対する燃料費高騰緊急対策事業補助金であります。——大変失礼しました。この部分ですが、申し訳ありません。予算書の11ページであります。失礼しました。

予算書11ページ、これ歳出のところですが、ちょうど中段に、総務費、総務管理費、14生活安全対策費、003地域公共交通対策費、公共交通事業者に対する燃料費高騰緊急対策事業補助金6万5,000円の予算計上があるかと思えます。これについては、県事業というふうに見ていただいていると思えますけれども、現下の燃料費の高騰がある中で、幾らかその補助を県のほうから出してくるというものでありまして、その部分について、予算計上いたしております。それを前提に置きまして、歳入のところを見ていただきますと、予算書8ページの中ほどですが、その部分についての予算計上をいたしておるところというところでお読み取りください。大変失礼しました。

予算書8ページが一番下です。繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金です。1億8,394万5,000円の減額ということです。これについては、繰越金を積み戻させていただきたいという、こういう内容でございます。

それから、次のページ9ページに移りまして、繰越金、繰越金、1繰越金、純繰越金として2億6,009万1,000円、これは決算に伴う金額の確定によるものというところでもあります。

最後に、町債、町債、1過疎債から15臨時財政対策債であります。今回の補正予算に係りまして財源調整等、それぞれさせていただいておるところで見ただけであればというふうに思います。

以上で、議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。——ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第23、議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第24. 同意第2号

○議長（安永 友行君） 日程第24、同意第2号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、同意第2号吉賀町功労表彰者の選定同意についてであります。

別紙の者を吉賀町功労表彰者に選定したいので、吉賀町表彰条例（平成17年吉賀町条例第4号）第8条の規定により、議会の同意を求めます。令和4年9月9日提出。吉賀町長岩本一巳。

推薦者の名簿をつけさせていただいております。今回、該当いたしますカテゴリーといたしましては、産業、経済、福祉、教育、文化、スポーツ、その他各般の振興発展に特に功労のあったものということで、まず、保健医療福祉功労で申し上げます。名前のみ読み上げておきたいと思っております。桑原恒夫様、堀江房子様、山田小夜子様、以上3名でございます。

続きまして、文化功労でございます。齋藤和夫様、1名でございます。

以上4名についてお願いをするものでございます。

なお、詳細につきましては所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、同意第2号吉賀町功労表彰者の選定同意について説明をさせていただきます。

最初に、関係いたします表彰条例、それから規則、審査基準、それからこの同意に至った経過等について説明をさせていただこうと思っております。参考資料につきましては33ページをお開きいただければと思っております。

まず、参考資料の33ページでございます。吉賀町表彰条例の抜粋。それから、下がっていただきまして、吉賀町表彰審議会規則の抜粋。それぞれ記載をさせていただいております。この内容につきましては、昨年と変更はかかっておりませんので、またお読み取りをいただければと思っております。

それから、次の34ページに進んでいただきまして、古賀町功労表彰審査基準要綱の抜粋を記載させていただいております。大きく内容を変えたわけではございませんけれども、一部、昨年とは変わっているところがあります。その内容につきましては、この第3条というところなんです、第3条の（1）個人に関する表彰基準は、というところ、それから（2）団体に関する表彰基準は、というところ、これまでも、個人も団体もそれぞれ被表彰者として対象といたしてきてはありましたが、それが一まとめとなったような表現で要綱ができておりましたので、そこを

ちょっと区別させていただいて、明確にさせていただいたというふうなところで、文章的な整理をさせていただいたというものであります。そこら辺が変更がかかっております。

それから、34ページの別表が35ページにわたって記載をさせていただいていますけれども、ここについては、昨年と変更はかかってはおりません。

以上、この条例、それから規則、そして要綱、これに基づきまして、本年7月に、関係団体に推薦依頼を行いました。そして、その関係団体から推薦を頂いた方々につきまして、8月23日付で町長から表彰審議会に諮問をいたしまして、そして、同日の8月23日、審議会を開催し、審議をいただいたところであります。

その審議結果につきましては、その翌日の24日に審議会から町長へ答申という形で提出をいただきました。

本日は、その結果をもちまして、同意議案として提出をさせていただいたという、こういう経過でございます。

以上で、同意第2号吉賀町功労表彰者の選定同意についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これ討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、同意第2号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを採決します。この同意については、被推薦者4名の方を一括にて行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第24、同意第2号吉賀町功労表彰者の選定同意については、同意することに決定をしました。

日程第25. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） 日程第25、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたび、お手元に配付したとおり、吉中力氏を候補者として推薦したいとして意見を求められております。

答申案の朗読については省略をいたしますが、ここでお諮りします。本件は、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。日程第25、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申することに決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時07分散会
